

# 官報

号外 平成二十九年五月十六日

## ○第一百九十三回 衆議院会議録 第二十五号

平成二十九年五月十六日(火曜日)

議事日程 第十九号

平成二十九年五月十六日

午後一時開議

第一 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○北村茂男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業、農村をめぐる社会情勢の変化に鑑み、農村地域において就業の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

本件を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

本件を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

し、十一日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

導入促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村

茂男君。

○議長(大島理森君) 日程第一、農村地域工業等

導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

を改正する法律案(内閣提出)

その主な内容は、

第一に、通訳案内士の資格について、業務独占を廃止し、名称独占のみとともに、地域通訳案内士の資格制度を創設すること、

第二に、いわゆるランドオペレーターについて登録制度を創設することなどであります。

本案は、去る五月二日本委員会に付託され、十日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四会派共同提案により、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限が延長されたことに伴い必要となる技術的な修正を加えることとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

○議長(大島理森君) 日程第二、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

○議長(大島理森君) 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

を改正する法律案(内閣提出)

## 日程第三 原子力の平和的利用における協力

のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件

○議長(大島理森君) 日程第三、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長ニッケル君。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。小熊慎司君。

〔小熊慎司君登壇〕

○小熊慎司君 民進党の小熊慎司です。

私は、民進党・無所属クラブを代表いたしまして、原子力の平和的利用における協力のための日本

インド原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、平成二十八年十一月十一日に東京において署名されたものであり、我が国とインドとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであります。

その主な内容は、

本協定のもとでの協力は、平和的非爆発目的に限つてを行うこと、

国際原子力機関による保障措置の適用を受けること、核物質等の防護措置を確保すること、

移転された核物質等は、一定の条件に従つていふこと、等であります。

本件は、去る四月十四日に本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、同日外務委員会に付託

されました。

本委員会におきましては、二十一日に岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日に参

考人に対する質疑を行い、五月十日及び十二日に政府に対する質疑を行いました。同日、質疑終了後、討論の後、採決いたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

NPTの信頼性を傷つける以外の何物でもありません。しかし、インドは、確かに、二〇〇八年九月のムケルジー外相声明、いわゆる九月五日声明で、NPT体制の弱体化に大きな警戒感が示されました。その最大の要因は、核兵器国が約束じた核兵器削減計画が進んでいないこと、また、核兵器保有国が実際どのくらい核弾頭を保有しているかも不明であって、それに対し、非核兵器国から大きな不満が出たためです。

そうした中で、核兵器国を主要なメンバーとする原子力供給国グループ、NSGが、二〇〇八年九月、インドにNPT未加盟のまま核開発物質、技術の輸入を例外的に認めて、インドが査察対象となりました。

また、インドにおける将来の核先制不使用政策の方針転換の問い合わせには、答弁に窮する事態となりました。印度の核先制不使用政策から転換は、現実において重大な事柄となります。

印度の核先制不使用政策からの転換は、現実的な問題です。つまり、二〇一四年、インドでの下院総選挙で、モディ現政権のインド人民党は、

は、幾ら強弁しても、NPT体制を強化するものであると言えるはずはありません。

しかるに、NPT条約上の非核兵器国である日本でもが、インドとの原子力協定を、国際的な核不拡散体制に印度を実質的に参加させることにつながっていくと述べて、NPT体制まるで強化するかのように主張して、印度に原発やその関連技術、部材を輸出しようとしていること

は、NPTの信頼性を傷つける以外の何物でもありません。さらに、政府は協定第十四条一項に基づいて協力を即時停止すると言っていますが、既に稼働している場合に、輸出済み、かつ稼働原発からの汚染資機材も使用済み核燃料、再処理や濃縮により生成されたプルトニウムを、最終貯蔵施設を持たず、中間貯蔵施設もほぼいっぱいになりつつある日本に国費を使って持ち帰るなど、実際上、できる話ではありません。

インドの原子力損害賠償責任法では、万一の事故の際に、発電事業者だけでなく、原子炉などの設備を納入した企業にも事故の責任を負わせる仕組みとなっています。そのため、アメリカとインドは、二〇一五年一月に事故の損害賠償はインド側がつくる保険制度で賠償することで合意をしています。

仮に、インドとの合意なく、日本が一方的に協力を停止した場合、事故の場合よりもっと、印度側が日本の責任を追及する可能性が高いものと考えます。いずれにせよ、そうしたリスクに見合った協定であるのか、極めて疑問と言わざるを得ません。

日本では、東電の原発事故によつて国内の新規原発建設がとまり、さらに、東日本大震災以降停止した原発の再稼働も進まず、このままでは国内の原子力産業が衰退しかねないため、原子力技術や資材の輸出に新たな活路を求めるよう、印度と原子力協定を結ぼうとしたものであります。

しかし、世界進出を図った東芝が破綻の危機にあるように、原発の輸出は、事故もさることながら、建設工事の遅延や資機材の調達のふぐあいといったことで莫大なリスクを負うことが明らかになつてきました。

さらに、今回の東芝とアメリカ・ウェスチングハウスとの提携解消によって、これまでアメリカ・ウェスチングハウスが東芝との提携を前提として獲得した商談が今後破綻するようなことになれば、東芝がさらなる賠償責任を負わされる可能性もあるのではないかと考えます。

我々民進党は、東京電力福島第一原発事故を教訓にして、あらゆる資源を投入して二〇三〇年代に原発ゼロを目指すと公約をしております。そのためには、省エネ技術を推し進めるとともに、再生可能エネルギーを最大限活用する必要がありまします。しかし、そのためには、我が国のエネルギー体系を、現在の大規模発電設備を中核に据えた集約型から、エネルギーの地産地消を基本とした地方分散型に大胆に変換する必要があります。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のために、包括的核実験禁止条約の締結に尽力するなど、核軍縮を積極的に推進するとともに、技術的にほとんど重複する核の平和利用についても、脱原発をこととして、できる限り縮小していくことが日本の国際的使命であるといふふうに思います。

この後、採決が行われますけれども、我々は原発としっかり向き合つていかなければなりません。

ハウスとの提携解消によって、これまでアメリカ・ウェスチングハウスが東芝との提携を前提として獲得した商談が今後破綻するようなことになれば、東芝がさらなる賠償責任を負わされる可能性もあるのではないかと考えます。

我々民進党は、東京電力福島第一原発事故を教訓にして、あらゆる資源を投入して二〇三〇年代に原発ゼロを目指すと公約をしております。そのためには、省エネ技術を推し進めるとともに、再生可能エネルギーを最大限活用する必要がありまします。しかし、そのためには、我が国のエネルギー体系を、現在の大規模発電設備を中核に据えた集約型から、エネルギーの地産地消を基本とした地方分散型に大胆に変換する必要があります。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のために、包括的核実験禁止条約の締結に尽力するなど、核軍縮を積極的に推進するとともに、技術的にほとんど重複する核の平和利用についても、脱原発をこととして、できる限り縮小していくことが日本の国際的使命であるといふふうに思います。

この後、採決が行われますけれども、我々は原発としっかり向き合つていかなければなりません。

さらに、今回の東芝とアメリカ・ウェスチングハウスとの提携解消によって、これまでアメリカ・ウェスチングハウスが東芝との提携を前提として獲得した商談が今後破綻するようなことになれば、東芝がさらなる賠償責任を負わされる可能性もあるのではないかと考えます。

我々民進党は、東京電力福島第一原発事故を教訓にして、あらゆる資源を投入して二〇三〇年代に原発ゼロを目指すと公約をしております。そのためには、省エネ技術を推し進めるとともに、再生可能エネルギーを最大限活用する必要がありまします。しかし、そのためには、我が国のエネルギー体系を、現在の大規模発電設備を中核に据えた集約型から、エネルギーの地産地消を基本とした地方分散型に大胆に変換する必要があります。

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のために、包括的核実験禁止条約の締結に尽力するなど、核軍縮を積極的に推進するとともに、技術的にほとんど重複する核の平和利用についても、脱原発をこととして、できる限り縮小していくことが日本の国際的使命であるといふふうに思います。

この後、採決が行われますけれども、我々は原発としっかり向き合つていかなければなりません。

たびたび、総理におかれでは民進党の支持率に御指導いただきます。これは私は真摯に受けとめたいと思います。しかし、福島県内では、安倍政権の支持率は、一〇ポイント以上不支持率が上回っています。これはやはり、原発に対する向き合の方、その姿勢がその不支持率にあらわされていると言えるのではないでしょうか。

原発を処理する際に、十万里という時間をかけて使用済み核燃料を保管しなければならない。実現をしていない高速増殖炉があつたとしても、三百百年です。三百年前はちょうど、この日本においては、江戸町奉行に大岡越前が就任をした年であります。大岡越前が、負の遺産を三百年も、責任を持って、政治の責任を全うするということが言えたでしょうか。我々は、歴史的な負の遺産ではなくて、次世代のために正しい遺産を残すことが政治家の使命であるというふうに言えます。

ぜひとも、この協定の賛否を問う前に、皆さん自身が自分自身に問い合わせいただきたい。そして、これから日本のために、世界のために、責任ある行動で表決をしていただきたい。我々は、責任ある政治家として、原発と真摯に向き合つて、この原子力協定に反対をいたします。

最後に、会津武士道精神の一つである、ならぬことはならぬと申し上げて、反対討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、日・インド原子力協定の国会承認に反対の討論を行います。(拍手)

冒頭、重大な内容を持つ本協定の外務委員会における審議がいよいよこれからというとき、質疑を尽くさず終局し、採決されたことに強く抗議し

ます。参考人質疑でも、賛否を超えて三名の方々全てから、国会でしつかり審議を、ぜひ慎重に審議・批准反対の方向で議論を、さらには、資料を公開して慎重な審議をとの表明がありました。こうした意見を無視して採決を強行したことは極めて重大であります。

インドは、核不拡散条約、NPTに加盟せず、包括的核実験禁止条約、CTBTに署名すらしておらず、一九七四年と八八年に核実験を行つた核保有国であります。唯一の戦争被爆国日本が、このような国と初めて原子力協定を締結することは、インドの核兵器開発を追認し、核保有国としてのステータスを強めるものにほかなりません。今、北朝鮮の核兵器開発をどうとめるかが大きな焦点になり、核兵器全面廃絶につながる禁止条約づくりが進む中、本協定が世界の流れに逆行するものであることは明らかです。

本協定では、日本が協力する原子力施設などが保障措置のもとに置かれることにより、日本の支援の結果生成されるプルトニウムなどの核物質が核兵器開発に利用されることはないとしております。しかし、インドが日本から新たに協力が得られる部分を民生用とし、その分、独自に生産する核物質が軍事利用に回れば、日本の協力が結果として軍事利用に資することになりかねません。

また、本協定には、日本がベトナムやヨルダンと結んだ原子力協定では明記された、核実験が行われた場合に協力を停止する旨の規定すら盛り込まれていません。政府は、第十四条により、理由のいかんにかかわらず協定を終了できるため問題はないとしていますが、インド側の反対により從来の日本側の対応を曲げたものであり、協定上、核実験への歯どめがないと言わざるを得ません。

たびたび、総理におかれでは民進党の支持率に御指導いただきます。これは私は真摯に受けとめたいと思います。しかし、福島県内では、安倍政権の支持率は、一〇ポイント以上不支持率が上回っています。これはやはり、原発に対する向き合の方、その姿勢がその不支持率にあらわされていると言えるのではないでしょうか。

原発を処理する際に、十万里という時間をかけて使用済み核燃料を保管しなければならない。実現をしていない高速増殖炉があつたとしても、三百百年です。三百年前はちょうど、この日本においては、江戸町奉行に大岡越前が就任をした年であります。大岡越前が、負の遺産を三百年も、責任を持って、政治の責任を全うするということが言えたでしょうか。我々は、歴史的な負の遺産ではなくて、次世代のために正しい遺産を残すことが政治家の使命であるというふうに言えます。

ぜひとも、この協定の賛否を問う前に、皆さん自身が自分自身に問い合わせいただきたい。そして、これから日本のために、世界のために、責任ある行動で表決をしていただきたい。我々は、責任ある政治家として、原発と真摯に向き合つて、この原子力協定に反対をいたします。

最後に、会津武士道精神の一つである、ならぬことはならぬと申し上げて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 足立康史君。

(足立康史君登壇)

私は、党を代表して、ただいま議題となりました日印原子力協定の国会承認について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

私たち日本維新の会は、日印原子力協定に反対をいたしますが、他の野党とは異なる立場からの反対であることを初めて強調しておきたないと存じます。

他の野党の反対理由を伺うと、NPTにもCTBTにも加盟していないインドに原発を輸出することは核不拡散という高邁な理念に逆行するとの考えがあるようです。

しかしながら、そもそも、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増し、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威が新たな段階に突入する中、核不拡散や核廃絶を声高に叫ぶだけで国民の安全を確保していくことができるというの余りにナイスであると言わざるを得ません。

米国本土が北朝鮮のICBMの射程に入る蓋然性が高まり、トランプ政権があらゆる選択肢がテーブルの上にあると態度を硬化させる中、日本にとって大事なことは、建前論に終始するのではなく、むしろ、北朝鮮が既に核兵器を保有しているという新しい現実に冷徹に向き合うことであるはずであります。

ところが、岸田大臣は、委員会質疑において、日印原子力協定を締結することがインドを核不拡散体制に取り込むことにつながるという趣旨の答弁に終始しました。これでは、既存のNPT体制を金科玉条のように前提にしていくという点で、野党四党と何ら変わりがないと指摘せざるを得ません。

そもそも政府・与党は、我が党が国会に提出している原発再稼働責任法案についても一顧だにせず、原子力政策における国の責任のあり方等について検討し抜本的な見直しを行うという原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定さえ満足に実施できていないのであります。

東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえた原子力政策の抜本見直しも完遂できず、北朝鮮の核兵器保有をも許してしまった今の日本政府に、NPT体制のほろびであるインドとの原子力協定を締結する資格なしと断じて、反対討論とさせていただきます。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本件は

委員長報告のとおり承認することに決まりました。

#### 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塙崎恭久君。

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) ただいま議題となりました児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

児童虐待防止対策に関しましては、平成二十八年五月に成立をした児童福祉法等の一部を改正する法律において、子供の権利を初めて法律上明確

に位置づけるなどの抜本的な見直しを行いましたが、この法律の附則第二条第二項において、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与のあり方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされました。

この規定を踏まえ、児童の保護についての司法関与の強化等を行い、虐待を受けている児童等の保護を図るために、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与であります。

家庭裁判所は、里親委託、施設入所等の措置に関する承認の申し立てがあつた場合は、都道府県等に対し、保護者に対する指導措置をとるよう勧告を行つた上で申し立てを却下する審判をする場合においても、家庭裁判所は、都道府県等に対し、当該指導措置をとるよう勧告することができることとしています。また、家庭裁判所がこれららの勧告を行つたときは、その旨を保護者に通知するものとしています。

第二に、一時保護に対する司法審査の導入であります。

二月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合は、都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととしています。

第三に、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大であります。

都道府県知事等は、保護者の同意のもとで里親委託、施設入所等の措置がとられ、または一時保

護が行われている場合にも、児童虐待を行つた保護者が児童の身辺につきまつてはならないことを命ずることができます。

この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としています。

政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与のものとの要保護児童を適切に保護するために児童相談所等がとる措置の実施状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

以上のとおり、この法律案の趣旨でござります。

以上が、この法律案の趣旨でござります。(拍手)

○阿部知子君(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 民進党の阿部知子です。

ただいま議題となりました児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について、民進党を代表して質問いたします。

(拍手)

冒頭、この間の国会運営には大きな瑕疵があることを指摘したいと思います。

民進党として、五月九日、政治家同士の真摯な討論を妨げる法務委員長の解任決議案を提出、数

回において否決はされましたが、今後とも、立法府のあり方について常に問題提起を続けてまいります。

さて、過日、千葉県松戸市において、登校中に暴行殺害、遺棄されたベトナム国籍の少女、レエ・ティ・ニヤット・リンさんと御家族に、改めて心よりお悔やみを申し上げます。そして、五月五日の容疑者の再逮捕を機に、一日も早く真実が解明されることを祈ります。

また、リンさんの祖国ベトナムに対しても、このいたいけな少女を守ることができなかつた日本社会の非力について深くおわびを申し上げることも、事件の全貌解明、厳重な処罰と再発防止に全力を注ぐ決意をお伝えすべきと思いますが、岸田外務大臣はどのような行動をとられたでしょうか。

民進党は、こうした悲劇を一日も早く終わらせるために、法務省から提出された性犯罪に係る刑法の一部を改正する法律案の早期成立を強く求めております。

そもそも国会の提出順序でいえば、刑法改正案が共謀罪に先行しておりました。今回の改正案は、性暴力の被害の当事者の方々が苦しみの中から声を上げ、あるいはみずからがその事実を言い立てるところです。しかし、幼い被害者が共謀罪に適用されることはできないのです。

明治時代から百十年ぶりの改正へつながった今回の刑法改正案は、立法背景も法案の構成要件もろくろく説明できない共謀罪法案とは全く質が異なるのです。繰り返しますが、早期に成立が必要なのは、共謀罪ではなくて刑法改正案です。

刑法改正案では監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されます。

平成二十七年度における児童相談所の児童虐待は千

五百二十一件、また、市町村における虐待相談九万三千四百五十八件のうち千七十七件で、おのおの全体数の一・五%から一・二%とされておりま

すが、それらは氷山の一角であり、まだまだ潜在

する事案は山ほどあるはずです。

本改正案が成立すれば、本人や保護者からの申

告や暴行脅迫要件を満たさなくても、保護者、監

護者による性的虐待に対して刑事罰を問うことが

できます。

実の父親に性的虐待を受けた当事者として、現

在、刑法改正を訴える山本潤さんが、書籍「十三

歳、「私をなくした私」を上梓し、その本の中で

は、家庭という閉ざされた世界で繰り返される性

暴力は、私の認知をとてもゆがませてしまった、

被虐を受けることで自分は価値がない人間だとも

思った、大事にしてもらえた人間だと思えなくな

る、人間とかかわり合いながら生きていくための

感覚が壊されるということ、性的虐待がどれほ

ど人間の奥深くに影響を及ぼすかが描かれており

ます。まさに魂の殺人とも言われるやうです。

今も、どこかで、声を出せずにいる幼い被害

者、強姦の果てに殺されていく被害者がいます。

それらを許さないためにも、一刻も早い刑法改正

案の成立を重ねて求めます。

また、こうした性暴力被害者支援として、緊急

の医療的ケアも含めたワンストップ支援センター

設置を強力に推進するための法案も昨年の暮れに

五野党で共同提案いたしております。あわせて、

この法案につきましても御審議いただくことを強く

お願いを申し上げます。

以下、本題である児童福祉法並びに児童虐待防

止法の改正案について質問いたします。

先ほど申し述べましたように、平成二十七年度

における児童相談所の児童虐待相談対応件数は十

ます。

五百二十一件、また、市町村における虐待相談九万三千二百八十六件と、児童虐待防止法成立以前の平成十一年度から約九倍弱まで増加しております。

平成二十六年度の厚生労働省が把握した虐待に

よる子供の死亡事案は七十一例。一年間に七十一

名もの子供が心中をも含む虐待によって命を落と

しています。

虐待から子供たちを守ること、子供を虐待する

親をつくり出さないこと、これらは社会全体の課

題です。一刻の猶予もない喫緊の課題です。

本改正案では、昨年の児童福祉法改正で検討規

定になっていた要保護児童のより適切な保護措置

のために、裁判所の関与が強化されることになり

ます。すなわち、親の同意が得られず二ヶ月以上

経過した一時保護を行う場合に、従来であれば各

県に置かれた児童福祉審議会の意見を聞くとい

う仕組みから、家庭裁判所の承認という司法関与に

変更をされます。

子供の権利擁護を第一とする児童福祉審議会に

かわって裁判所が関与するには、家庭裁判所が児

童虐待に関する専門性を十分に持っていることが

不可欠となります。例えば、身体的外傷といった

目に見える証拠がない場合に、その加害性を認

識、把握できるだけの専門性、さらに、不安や不

信によって閉ざされがちな子供の心をキャラッチで

きる技量も要求されます。

現在、家庭裁判所において、児童虐待について

の専門的な知見を有する調査官はどの程度いるの

でしょうか。また、その専門性を養成するために

どのような研修が行われているのでしょうか。さ

らに、子供の心に寄り添い支援するための専門職

や、民間団体も含めた取り組みとの連携はどう考

えておられるのか、金田法務大臣にお聞きいたし

これが厚生労働省の見解です。

また、現在でも難しい保護者教育や親子の再統合は、家裁の判断が介入することによってさらに困難となることも十分考えられます。厚生労働省としては、家庭支援の継続性はどう担保するのでしょうか。今回の改正が親子を引き離すお墨つきに終わつては、司法介入はかえつてマイナスになります。厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

報道によりますと、四月二十三日に、離婚した

親をつくり出さないこと、これらは社会全体の課

題です。一刻の猶予もない喫緊の課題です。

本改正案では、昨年の児童福祉法改正で検討規

定になっていた要保護児童のより適切な保護措置

のために、裁判所の関与が強化されることになり

ます。すなわち、親の同意が得られず二ヶ月以上

経過した一時保護を行う場合に、従来であれば各

県に置かれた児童福祉審議会の意見を聞くとい

う仕組みから、家庭裁判所の承認という司法関与に

変更をされます。

子供の権利擁護を第一とする児童福祉審議会に

かわって裁判所が関与するには、家庭裁判所が児

童虐待に関する専門性を十分に持っていることが

不可欠となります。例えば、身体的外傷といった

目に見える証拠がない場合に、その加害性を認

識、把握できるだけの専門性、さらに、不安や不

信によって閉ざされがちな子供の心をキャラッチで

きる技量も要求されます。

現在、家庭裁判所において、児童虐待について

の専門的な知見を有する調査官はどの程度いるの

でしょうか。また、その専門性を養成するために

どのような研修が行われているのでしょうか。さ

らに、子供の心に寄り添い支援するための専門職

や、民間団体も含めた取り組みとの連携はどう考

えておられるのか、金田法務大臣にお聞きいたし

これが厚生労働省の見解です。

また、現在でも難しい保護者教育や親子の再統合は、家裁の判断が介入することによってさらに困難となることも十分考えられます。厚生労働省としては、家庭支援の継続性はどう担保するのでしょうか。今回の改正が親子を引き離すお墨つきに終わつては、司法介入はかえつてマイナスになります。厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

報道によりますと、四月二十三日に、離婚した

親をつくり出さないこと、これらは社会全体の課

題です。一刻の猶予もない喫緊の課題です。

本改正案では、昨年の児童福祉法改正で検討規

定になっていた要保護児童のより適切な保護措置

のために、裁判所の関与が強化されることになり

ます。すなわち、親の同意が得られず二ヶ月以上

経過した一時保護を行う場合に、従来であれば各

県に置かれた児童福祉審議会の意見を聞くとい

う仕組みから、家庭裁判所の承認という司法関与に

変更をされます。

子供の権利擁護を第一とする児童福祉審議会に

かわって裁判所が関与するには、家庭裁判所が児

童虐待に関する専門性を十分に持っていることが

不可欠となります。例えば、身体的外傷といった

目に見える証拠がない場合に、その加害性を認

識、把握できるだけの専門性、さらに、不安や不

信によって閉ざされがちな子供の心をキャラッチで

きる技量も要求されます。

現在、家庭裁判所において、児童虐待について

の専門的な知見を有する調査官はどの程度いるの

でしょうか。また、その専門性を養成するために

どのような研修が行われているのでしょうか。さ

らに、子供の心に寄り添い支援するための専門職

や、民間団体も含めた取り組みとの連携はどう考

えておられるのか、金田法務大臣にお聞きいたし

これが厚生労働省の見解です。

ところが、裁判所では、面会交流の審判で、面



(号) 外

<p>〔國務大臣金田勝年君登壇〕</p> <p>○國務大臣(金田勝年君) 阿部知子議員にお答えを申し上げます。</p> <p>まず、児童虐待についての専門的知見を有する家庭裁判所調査官の人数や、その専門性の養成のための研修、子供を支援するための専門職等との連携など、家庭裁判所の体制等についてお尋ねがありました。</p> <p>家庭裁判所には、心理学、社会学等の行動科学の専門的知見を有する家庭裁判所調査官が配置されており、その定員数は千五百九十六名と承知をいたしております。</p> <p>家庭裁判所調査官については、任官するための研修や任官した後の研修におきまして、行動科学の最新の知識や、直接、心理テスト等の専門的方法を身につけるための研修が行われており、その中で、児童の虐待についても取り上げられているものと承知をいたしております。</p> <p>御指摘の専門職等との間でも、必要に応じ、裁判所において連携が図られるものと承知をいたしております。</p> <p>次に、面会交流に関する家庭裁判所の判断に、子供の命や子供の心を優先するという視点はありましたのか、お尋ねがありました。</p> <p>御指摘の事件の詳細は法務省としては把握をしておらず、個別の事件における家庭裁判所の判断に対して法務大臣としての見解を述べることは差し控えさせていただきます。</p> <p>その上で、一般論として申し上げますと、民法上、面会交流の取り決めを行う場合には、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとされており、家庭裁判所においても、一般にそのような視点から適切な判断がされているものと承知をいたしております。</p>
--

<p>最後に、いわゆる面前DVが面会交流を認めない事由に当たり得るという認識を持っているか、お尋ねがありました。</p> <p>離婚をする際に面会交流の取り決めを行なうことは、一般に子の利益の観点から重要であると考えておりますが、一方の配偶者が子供の面前で他方の配偶者に対して暴力を加えることがあつた場合など、子に対する心理的虐待があつた場合には、面会交流をすることが子の利益に反するおそれがありますので、そのような場合には、面会交流をすることが当否を含め、慎重な対応が必要になるものと考えております。(拍手)</p> <p>〔國務大臣岸田文雄君登壇〕</p> <p>○國務大臣(岸田文雄君) 千葉県でのベトナム女性殺害事件についてお尋ねがありました。</p> <p>御指摘の事件につきましては、私も大変心を痛めております。</p> <p>私からは、四月十四日、訪日したベトナムのズン計画投資大臣に対し、また五月八日の日越外相会談においてミニ副首相兼外相に対し、本件に日本国民は心を痛めていること、容疑者が逮捕され、捜査が進んでおり、早期の全容解明を進めていくこと等を述べつつ、心からのお悔やみをお伝えしました。</p> <p>また、ベトナムでは、梅田駐ベトナム大使が、本事件の発生後、四月三日にリンさんの御実家を訪問し、御遺族に対し弔意を示し、また、容疑者逮捕後の四月十四日にも御遺族に対して御報告を行つております。(拍手)</p>
---

<p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p> <p>○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p> <p>午後二時二分散会</p>
---

<p>出席国務大臣</p> <p>財務大臣 麻生 太郎君 法務大臣 金田 勝年君 外務大臣 岸田 文雄君 厚生労働大臣 塩崎 恭久君 農林水産大臣 山本 有二君 国土交通大臣 石井 啓一君 池田 道孝君 小林 史明君 菅家 一郎君 逢坂 誠二君 足立 康史君 神山 佐市君 勝俣 孝明君 津島 淳君 菅家 一郎君</p> <p>出席副大臣</p> <p>厚生労働副大臣 古屋 範子君 中川 郁子君</p>	<p>辞任</p> <p>池田 道孝君 鬼木 誠君 金子万寿夫君 菅家 一郎君 小林 史明君 逢坂 誠二君 足立 康史君 神山 佐市君 勝俣 孝明君 津島 淳君 菅家 一郎君</p> <p>補欠</p> <p>野中 厚君 津島 淳君 中川 郁子君 神山 佐市君 福田 昭夫君 浦野 靖人君 宮川 典子君 池田 道孝君 金子万寿夫君</p>	<p>○議長の報告</p> <p>(法律公布奏上及び通知)</p> <p>一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律</p> <p>(通知書受領)</p> <p>一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律</p> <p>平成三十一年六月一日から同月十日までの間に、関係省庁からの予算の要求を踏まえ、各年度の予算編成過程で検討してまいりたいと考えております。(拍手)</p> <p>○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p> <p>午後二時二分散会</p>
--	---	---



## (議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

農業競争力強化支援法案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

(質問書提出) 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は

立憲主義的統制に反する法務大臣の答弁姿勢に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

北朝鮮からと推定されるサイバー攻撃による銀行への不正アクセスと預金強奪に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

テロ等準備罪の被疑者から依頼を受けた行政書士に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

韓国新大統領就任に伴う日韓合意に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

義務教育の無償制度に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

財務省本省及び近畿財務局における文書管理システムに関する質問主意書(辻元清美君提出)

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになつたか否かに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員石闘貴史君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出國際組織犯罪防止条約の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答弁書(中根康浩君提出)

沖縄県議会の要請に対する沖縄担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問主意書(仲里利信君提出)

羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(答弁書受領) 一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻疹の二文字が落とされていることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻疹の二文字が落とされていることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員上西小百合君提出B・C型肝炎に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園に係る行政文書の保存に関する質問に対する答弁書(衆議院議員初鹿明博君提出) 一、去る十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

農業競争力強化支援法案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

(質問書提出) 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は

立憲主義的統制に反する法務大臣の答弁姿勢に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

北朝鮮からと推定されるサイバー攻撃による銀行への不正アクセスと預金強奪に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

テロ等準備罪の被疑者から依頼を受けた行政書士に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

韓国新大統領就任に伴う日韓合意に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

義務教育の無償制度に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

財務省本省及び近畿財務局における文書管理システムに関する質問主意書(辻元清美君提出)

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになつたか否かに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

一、去る十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した次の答弁書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

農業競争力強化支援法案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

(質問書提出) 一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は

立憲主義的統制に反する法務大臣の答弁姿勢に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

北朝鮮からと推定されるサイバー攻撃による銀行への不正アクセスと預金強奪に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

テロ等準備罪の被疑者から依頼を受けた行政書士に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

韓国新大統領就任に伴う日韓合意に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

義務教育の無償制度に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

財務省本省及び近畿財務局における文書管理システムに関する質問主意書(辻元清美君提出)

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになつたか否かに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

中国が進めるシルクロード経済圏構想「一带一路」への日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特区農業支給の留保付き批准に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

## (議案通知書受領)

予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の「森友学園のホームページに対しても私が隠蔽しようがないじゃないですか」との発言及び、安倍昭恵内閣総理大臣夫人の名譽校長辞任の経緯等についての森友学園龍池康博前理事長の証言

と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識

相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出「報道の自由度ランキンギング」で日本の順位が七十二位と低迷していることに関する質問に対する答弁書

平成二十九年四月二十四日提出

質問 第一五六号  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

学校法人森友学園への国有地売却問題に関する資料の開示について、国交省および財務省の担当者が「与党の許可が得られない」と資料を出せないと回答したことに関する質問に相談する。一般的に与党の理事に相談するの普通だ」と答弁した。この答弁に関して疑義があるので、以下質問する。

一 四月二十日の参議院国土交通委員会で議論になつたところの、辰巳孝太郎議員が開示を求めていた資料(「本資料」という)は行政文書に該当するのか。

二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条では、「行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の

各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定されているが、本資料には不开示情報が記録されていないという理解で良いか。

三 本資料を国交省および財務省の担当者が出せないと回答している理由は、大塚副大臣の「本件は相当、政治的な問題になっている」などの答弁を踏まえると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条の各号でいうところの不開示情報が含まれているからではないという理解で良いか。

四 三に関連して、本資料を国交省および財務省の担当者が出せないと回答している理由は、「本件は相当、政治的な問題になっている」ためであるという理解で良いか。

五 情報公開すべきか否かは、情報公開制度に則り、行政が恣意性なく法に基づき判断すべきものである。かかる情報公開に与党の理事の意向が関与することは情報公開制度への不当な政治介入ではないか。

六 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第一条では、「この法律は、國民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と明示されているが、政府は、野党の議員からの資料要求に対しては、「政治的な問題になっている」場合、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを放棄することもあるという理解で良いか。

七 一から八までについてお尋ねの「四月二十日の参議院国土交通委員会で議論になつたところの、辰巳孝太郎議員が開示を求めていた資料(「本資料」という)は行政文書に該当するのか」。

八 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第一条では、「この法律は、國民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と明示されているが、政府は、野党の議員からの資料要求に対しては、「政治的な問題になっている」場合、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことを放棄することもあると理解で良いか。

右質問する。

内閣衆質一九三第一五六号  
平成二十九年五月十二日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民的確な理解と批判の目的とする」と明示されているが、本資料下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と明示されているが、本資料に該当するのか。

二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条では、「行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

お尋ねの「四月二十日の参議院国土交通委員会で議論になつたところの、辰巳孝太郎議員が開示を求めていた資料(「本資料」という)が具体的にどのような資料を指すのか必ずしも明らかではなく、また、御指摘の資料要求は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十ニ号)に基づき行われるものではないと承知しているが、政府としては、同法第五条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にしておられるが、国会議員からの資料要求について適切に対応してきている。

また、御指摘の大塚財務副大臣の発言は、各議院の委員会において理事会協議事項となつてゐる資料要求については、国会における審議の運営に関する事項であることから、各府省が各委員会の理事に相談して対応しているというふうに述べたものである。

平成二十九年四月二十四日提出

質問 第一五七号

日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問主意書

日本郵政株式会社の株価下落が復興財源に与える影響に関する質問主意書

日本郵政株式会社が二〇一七年三月期決算で最大四千億円規模の損失を計上する見通しなつたとき、



動<sup>して</sup>して実行することを予定した犯罪の計画でなければ、「計画」にあたらないと解してよいのか。

二 前記答弁書の「五について」では、「共謀罪」が成立した後、犯罪が実行された場合、共同正犯が成立するとしている。これは、ある者に「共謀罪」が成立した後、「計画通りに犯罪が実行された場合、この者については必ず共同正犯が成立する」という趣旨に解してよいのか。逆に言えは、仮に「計画」に従つて犯罪が実行されたとしても、共同正犯は成立せず、教唆犯・幇助犯が成立するなどとなるような者については、「共謀罪」が成立することはないと解してよいのか。

三 ある者に「共謀罪」が成立するための主観的要件として、以下の点を明らかにされたい。

1 「共謀罪」が成立するためには、「計画」に基づく犯罪の実行に正犯または共犯として関与する意思を持つている必要があるか。

2 「計画」に関与しながら、「計画」に基づく犯罪の実行または準備行為には関与する意思を持つたない者についても、「共謀罪」の成立は認められるか。

四 改正後組織的犯罪処罰法別表第三に掲げる罪を一度だけ実行する目的で結合している集団も、「組織的犯罪集団」に当たる場合があると解してよいか。

五 ある団体が組織的犯罪集団とされるためには、改正後組織的犯罪処罰法別表第三に掲げる罪を実行することを共同の目的とした上で、「その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの」でなければならないとされている(改正後組織的犯

罪処罰法第六条の二及び答弁書「内閣衆質一九三第一九四号」)。この点について、以下を明確化されたい。

1 「その目的……を実現する行為」とは、当該組織的犯罪集団の共同の目的とされた犯罪の実行行為に限定されるのか。

2 前項で限定されないとした場合、「その目的……を実現する行為」には、犯罪を実行するための準備行為も含むのか。

3 前々項で限定されないとした場合、当該組織的犯罪集団の共同の目的とされた犯罪の計画行為は「その目的……を実現する行為」に含まれるか。

4 「その……意思を実現する行為」にいう「意思」とはいかなる意味か。直前の「目的」との違ひが分かるように説明されたい。

5 「その目的又は意思を実現する行為」について、いかなる場合に「反復して行われるもの」と言えるのか。

七 平成二十九年四月十九日の衆議院法務委員会において、金田大臣より「かつての組織的な犯罪の共謀罪の適用対象は、解散によって、組織的犯罪処罰法上の団体のうち、犯罪行為を行なうことが共同の目的に沿うものに限定しておらずした」という発言がなされている。どのように条文を解釈することによってこのような限定がなされていたのか、明らかにされたい。

八 答弁書「内閣衆質一九三第一九四号」の「四について」で、「改正後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項の罪は、(中略)計画された犯罪が実行されるまでの間の一連の計画行為を通じて一個の罪となる」としている。そつぞとすると、「共謀罪」の公訴時効期間の起算点はどの時点になるのか。

右質問する。

内閣衆質一九三第一九四号  
平成二十九年五月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員階猛君提出共謀罪の構成要件に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実行に移したとしても犯罪結果が発生しないような犯罪計画の合意」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十九年四月十一日内閣衆質一九三第一九四号。以下「前回答弁書」という)の三についてで述べたとおり、今国会に提出している

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という)第六条の二第一項の罪における計画行為とは、同項各号に掲げる罪に当たる行為で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」を遂行することについての具体的な合意とは、漠然としたものにとどまらない具体性を有する合意を意味し、「現実的」な合意とは、計画をした犯罪の実行可能性が認められる合意を意味する。また、同項の罪における計画行為は、「当該行為を実行するための組織により行われるもの」、すなわち当該罪に当たる行為を実行するための「組織」の構成員が指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従い、一体として行動することの一環として行われるもの遂行に係るものであることを要するが、各構成員の任務が計画行為の時点で確定していることは要しないものと考える。

二 及び三について

お尋ねの「計画」に基づく犯罪の実行に正犯または共犯として関与する意思及び「計画」に基づく犯罪の実行または準備行為には関与する意思を持たない者」については、それらの意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪が成立するためには、同条第一項各号に掲げる罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の団体の活動として、

当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を「一人以上で計画」すること及び「その計画をした者のいづれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われることについて、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十八条规定する「罪を犯す意思」が必要である。その上で、前回答弁書の五についてでお答えしたとおり、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪が成立した後、その計画に基づき犯罪が実行された場合は、計画した者には実行した犯罪の共同正犯が成立すると考えている。

織の犯罪集團」にあつては、「別表第三に掲げる  
罪を実行すること」という当該「組織的犯罪集  
團」の結合關係の基礎としての共同の目的を  
実現する行為を意味し、お尋ねの「当該組織的  
犯罪集團の共同の目的とされた犯罪の実行行  
為」又は「当該組織的犯罪集團の共同の目的とさ  
れた犯罪の計画行為」若しくは当該犯罪を「実行  
するための準備行為は、いずれもこのような  
「その目的・・・を実現する行為」に含まれ得  
る。

刑事局長(当時)が「団体の活動として」という要件を満たすためには、犯罪行為を行うことを共同の目的を有する団体として意思決定することが必要であり、したがって、犯罪行為を行うことがその団体が有している共同の目的に沿うものであることが必要であると考えられます」と答弁しているところである。

今後、内閣として幼稚園や小学校、中学校で教育勅語を教えることを奨励する立場をとるのか。内閣の見解を問う。

また、内閣として、教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか。曖昧にせず、見解をお示し願いたい。

行われる」ことについて、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十八条第一項に規定する「罪を犯す意思」が必要である。その上で、前回答弁書の五についてでお答えしたとおり、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪が成立した後、その計画に基づき犯罪が実行された場合は、計画した者には実行した犯罪の共同正犯が成立するに至つる。

られた犯罪の計画行為若しくは当該犯罪を「実行するための準備行為」は、いずれもこのようないくつかの目的・・・を実現する行為に含まれ得る。

改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪についての公訴時効は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百五十三条第二項の規定に従い、その構成要件に該当する行為のうち、「最終の行為が終つた時」から起算される。

内閣衆質一九三第二五九号  
平成二十九年五月十二日

その計画に基づき犯罪が実行された場合は、計画した者には実行した犯罪の共同正犯が成立するに過ぎない。

その上で 同項にいう「その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織……により反復して行われるもの」とは、当該団体の目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が、

平成二十九年四月二十四日提出  
質問 第一五九号

教育勅語を朗読させる教育に関する質問に  
し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「集団」が「共同の目的を有する多數人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織・・・に

組織に属する複数の自然人が指揮命令関係に基づいてそれぞれあらかじめ定められた役割分担に従い一体として行動するという形態で反復して行われるという性質を有しているものをいう。

教育に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書

本年四月七日の衆議院内閣委員会で、義家文部科学副大臣は、幼稚園など教育現場で子どもたちに教育勅語を朗読させることについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁している。

等に教育勅語を朗読させる教育に関する問題に対する答弁書

教育に関する勅語を教育の場において用いることと教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)と関係については、先の答弁書(平成二十九年四月十八日内閣衆質一九三第二一九号)においてお伝えしたとおりである。

お尋ねの「教育勅語を教えることを奨励する立場」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。

「教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか」とのお尋ねについては、その趣旨等に教育勅語を朗読させる教育に関する問題に対する答弁書

五について  
「組織的犯罪集團」は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第一項に規定する団体のうち、「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」であるから、同項にいう「その目的・・・を実現する行為」とは、「組

お尋ねの点については、平成十七年七月十二日の衆議院法務委員会において、大林宏法務省

うな配慮をすれば可能となるのか。 詳細にお示し  
願いたい。

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第一十五号 議長の報告



律第百三十六号)第六条の二の罪を設けること  
が必要であると考えている。

#### 七及び八について

本条約第十六条第7項は、本条約に基づく犯罪人引渡しが、請求を受けた締約国の国内法に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡し条約に定める条件に従う旨並びにこれらの条件には犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑に関する条件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含む旨を規定したものであり、御指摘のような「死刑廃止国が死刑残置国に犯罪人引渡しを拒否することができない規定ではない。また、一般に、我が国が外国に對して逃亡犯罪人の引渡しを請求した場合における当該請求を受けた国の対応は、適用可能な条約の有無、当該国の法制度やその運用等によるものであり、一概に述べることは困難である。

いざれにせよ、我が国が本条約を締結した場合には、本条約の締約国から捜査共助等の刑事司法上の協力を得ることが可能となる範囲が拡大し、国際社会と協調してテロを含む組織犯罪と戦う上で、大きな意味があるものと考えていたる。

平成二十九年四月二十五日提出

質問 第一一六一號

与那国島への自衛隊配備に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

与那国島への自衛隊配備に関する質問主意書

書

与那国島への自衛隊配備については、レーダー電磁波による健康被害が懸念されることや、基地

があるが故に真先に攻撃若しくは報復の対象となる恐れが高いこと、与那国島と台湾の間の海域の緊張を一挙に高める可能性があることなどから、多くの住民が反対したことである。

その一方で、人口の減少対策や税収増、地域農産物の購入等による産業の振興、雇用の場の創設・増加など島の活性化が期待できるとか、与那国町予算の何百倍に当たる国からの金が見込めるとかの考え方からやむなく賛成した住民もいたところである。

しかし、小さな島を二分し、拭い難い不信感を生み出した自衛隊配備について、配備後一ヵ年を経過した現在、「経済的な地域振興の効果が低いため、当初の期待感はトーンダウンしている」との報道が見られるようになり、多くの住民が「こんなはずではなかつた」と悔やんでいるところである。

そこで以下お尋ねする。

一 与那国島に配備された自衛隊は、付近を航行・飛行する艦船や航空機を島から監視する任務を負つており、そのためレーダー等の監視機器を配置しているが、敵から真先に攻撃されることが予想されるため、地域住民は不安におののいている。住民の安全確保及び避難のための施策や具体的な手順等について明らかにされたい。

二 政府は、与那国島を自衛隊配備先として選定した理由の一つとして「社会的基盤(電力・通信・上下水道)等が存在している」ことを挙げた。そうであるならば、基地の整備及び自衛隊の配備に当たって、既存の社会的基盤である電力や通信、上下水道、ゴミ収集・処理等をそのまま活用したのか、それとも新たに整備、又は増加したのか、いずれであるのか明らかにされたい。

三 質問二に関連して、今回の与那国島への基地の整備及び自衛隊の配備に当たって、既存の社会的基盤である電力や通信、上下水道、ゴミ収集・処理等に加えて、新たに整備、又は増加したのであれば、その区分毎に事業実施主体、金額、国と事業実施主体の負担割合について政府の承知するところを明らかにした上で、政府が選定理由として挙げた「社会的基盤等が存在している」と矛盾した内容となっていることについて政府の見解を答えるべきである。

四 与那国島への自衛隊配備に伴い、その子弟が使用する保育園や幼稚園、小学校、中学校等教育環境の整備が新たに必要になるものと思われるが、それらの整備経費とその負担先について政府の承知するところを明らかにした上で、これららの整備経費を地元に負担させることの是非について政府の見解を答えるべきである。

五 自衛隊員及びその家族の住民登録の状況とそれに伴う住民税の増加額の状況について政府の承知するところを明らかにした上で、自衛隊員及びその家族による住民税の増加が地元の当初の期待通りであったのかについて政府の見解を答えるべきである。

六 与那国島に配備された自衛隊員及びその家族による与那国地域の農水産物や特産品の購入状況について政府の承知するところを明らかにした上で、自衛隊員及びその家族による農水産物及び特産物の購入が地元の当初の期待通りであつたのかについて政府の見解を答えるべきである。

たい。

三 質問二に関連して、今回の与那国島への基地の整備及び自衛隊の配備に当たって、既存の社会的基盤である電力や通信、上下水道、ゴミ収集・処理等に加えて、新たに整備、又は増加したのであれば、その区分毎に事業実施主体、金額、国と事業実施主体の負担割合について政府の承知するところを明らかにした上で、政府が選定理由として挙げた「社会的基盤等が存在している」と矛盾した内容となっていることについて政府の見解を答えるべきである。

四 与那国島への自衛隊配備に伴い、その子弟が使用する保育園や幼稚園、小学校、中学校等教育環境の整備が新たに必要になるものと思われるが、それらの整備経費とその負担先について政府の承知するところを明らかにした上で、これららの整備経費を地元に負担させることの是非について政府の見解を答えるべきである。

五 政府が「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」として実施している「民生安定施設の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付」の状況並びにその他与那国町への支援の状況について政府の承知するところを明らかにした上で、これらの資金は自衛隊配備の見返りとして当初から約束していたものであるかについて政府の見解を答えるべきである。

六 政府が「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」として実施している「民生安定施設の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付」の状況並びにその他与那国町への支援の状況について政府の承知するところを明らかにした上で、これらの資金は自衛隊配備の見返りとして当初から約束していたものであるかについて政府の見解を答えるべきである。

九 政府が「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」として実施している「民生安定施設の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付」の状況並びにその他与那国町への支援の状況について政府の承知するところを明らかにした上で、これらの資金は自衛隊配備の見返りとして当初から約束していたものであるかについて政府の見解を答えるべきである。

十 政府が「防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策」として実施している「民生安定施設の助成及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付」の状況並びにその他与那国町への支援の状況について政府の承知するところを明らかにした上で、これらの資金は自衛隊配備の見返りとして当初から約束していたものであるかについて政府の見解を答えるべきである。

十一 自衛隊員及びその家族による飲食店での飲食が地元の当初の期待通りであったのかについて政府の見解を答えるべきである。

十二 基地や住宅の新設に伴い、雇用の場の創設・増加やアパート・土地の賃借等が新たに生み出されているかについて政府の承知するところを明らかにした上で、地元の期待通りに雇用の場の創設・増加や土地・建物の賃貸借が行われて地元経済の活性化に貢献したかについて政府の見解を答えるべきである。

十三 質問二に關連して、今回の与那国島への基地の整備及び自衛隊の配備に当たって、既存の社会的基盤である電力や通信、上下水道、ゴミ収集・処理等に加えて、新たに整備、又は増加したのであれば、その区分毎に事業実施主体、金額、国と事業実施主体の負担割合について政府の承知するところを明らかにした上で、政府が選定理由として挙げた「社会的基盤等が存在している」と矛盾した内容となっていることについて政府の見解を答えるべきである。

十四 内閣衆質一九三第二六一號

平成二十九年五月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

十五 衆議院議員仲里利信君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕  
衆議院議員仲里利信君提出与那国島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

十六 防衛省では、南西地域における防衛態勢の強化を図るため、平成二十八年三月に与那国島に与那国沿岸監視部隊等を配置したほか、今後、

奄美大島、宮古島及び石垣島に陸上自衛隊の警備部隊、地対艦誘導弾部隊、地対空誘導弾部隊等を配置する予定であり、これらの部隊配置は、我が國への攻撃を抑止する効果を高めるものであると考えている。また、一般論として申し上げれば、お尋ねの「住民の安全確保及び避難」については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第十条、第十二条、第十六条等の規定に基づき、国、地方公共団体等が相互に連携協力し、住民の避難及び救援が行われるものと考えている。

## 二及び三について

与那国島への陸上自衛隊の沿岸監視部隊等の配置に当たり、電力、電気通信及び上下水道に係る施設が電気事業者、電気通信事業者又は与那国町により追加的に整備されたとは承知していないが、陸上自衛隊与那国駐屯地及び同町に建設した防衛省の宿舎(以下「駐屯地等」といいう)の電力については、電気事業者からの供給可能を受けるとともに、電気事業者からの供給可能な電力量を超える同駐屯地の一部の電力については、同駐屯地内に同省が約二億千七百万円で設置した発電機から供給している。また、駐屯地等と駐屯地等との間の電気通信については、電気通信事業者の提供する電気通信役務を利用しており、駐屯地等への給水については、同町の上水道を使用している。さらに、同駐屯地の汚水については、同駐屯地内に同省が約九千百万円で設置した浄化槽で処理しており、同町の下水道は使用していないが、同町に建設した同省の宿舎の下水については、同町の下水道を使用している。

（号外）官報

ごみ処理施設において処理されているが、駐屯地等から排出されるごみと住民のごみを併せて処理するため、同町が、同省の補助事業による補助の割合は十分の九であり、これまでに完了した実施設計及び生活環境調査に係る事業費は約三千二百万円、補助額は約二千九百万円である。

これらの状況を踏まえると、「政府が選定期由として挙げた社会的基盤等が存在している」と矛盾した内容となっているとの御指摘は当たらないと考えている。

## 四について

お尋ねの「保育園や幼稚園、小学校、中学校等教育環境の整備」について、与那国町から具体的な要望があつた場合には、関係法令等に基づき、適切に対応してまいりたい。

お尋ねの「住民登録の状況とそれに伴う住民税の増加額の状況」、「住民税の増加が地元の当初の期待通りであったのか」、「与那国地域の農水産物や特産品の購入状況」、「農水産物及び特産物の購入が地元の当初の期待通りであったのか」、「与那国地域の飲食店での飲食状況」、「飲食店での飲食が地元の当初の期待通りであったのか」、「雇用の場の創設・増加やパート・土地区画整理事業等が新たに生み出されているか」及び「地元の期待通りに雇用の場の創設・増加や土地区画整理事業等が新たに生み出されているか」について

平成二十九年四月二十五日提出  
質問 第一六二号

## 〔テロ等準備罪〕と警察官の監察に関する質問

提出者 上西小百合

主意書

〔テロ等準備罪〕と警察官の監察に関する質問

問主意書

〔テロ等準備罪〕が施行されると、警察の捜査範

囲が拡大し、監視体制の強化、捜査の行き過ぎ等

が十分に考えられます。そこでお伺いします。

一 「公安警察」といわれる警察官数は、直近で、

全国でどのくらいのですか。

また、この法律が施行後には、増員も考えら

れますか、その予定はあるのですか。

二 警察白書では、毎年の統計資料として刑法犯の認知件数等を公開しています。「テロ等準備

地域との調和を図るための施策」として、これまで防衛省が関係法令等に基づき行っているものとしては、二及び三について述べた新たなごみ処理施設の設置に係る補助事業がある。

また、お尋ねの「特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付」については、同町が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第九条第一項に規定する特定防衛施設関連市町村に指定されていないことから、これまでに当該交付金の交付は行われていない。また、お尋ねの「その他与那国町への支援の状況及び「これらの資金は自衛隊配備の見返りとして当初から約束していたものであるか」については、その具体的な意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えするることは困難である。

三 対象犯罪の「計画」、そして「実行準備行為」が刑罰の対象になると警察官の職権濫用による行き過ぎ検査も十分あると思います。そのような検査に抵抗する手段として、一般市民は「特別公務員職権濫用罪」で告訴することができますが、その件数はどのくらいあるのですか。直近二年間の訴訟件数をお教えいただきたい。

四 「テロ等準備罪」の取り調べ時の可視化は、当然そうなるべくと思います。アメリカのカリフォルニア州、リアルトでは警察官の職権濫用を危惧し、透明性を持たせるために警察官に小さな撮影用カメラを所持させた結果、市民の苦情が大幅に減少したとの報告があります。日本はまだそこまではできないと思いますが、当事者が録音、録画することは可能だと思います。そこでお伺いします。

1 権務質問、任意の捜査等を受けた時、当事者が自分でその状況を録音、録画をすることには問題はないですか。

2 もし捜査官が、録音、録画を拒否した場合、当事者ははそのことを理由に権務質問、任意の捜査等を拒否することができます。

3 警察官の不祥事が発生する中で、警察官を監視する監察部門の役割に非常に重要なものがあります。

そこで、警察庁は、平成二十五年三月に「監察業務の高度化等に関する検討会」において、①監察の理念の確立とその徹底等、②非違事業等の未然(再発)防止対策の強化、③非違事業の組織的隠蔽等を根絶するための取組、④厳正な調査・検証の徹底を要旨とした「警察における

監察業務の高度化等のための施策に関する報告書」をまとめています。それから四年経過しました。そこでお伺いします。

### 1 「内部通報制度等の活性化方策」、「情報収集の手法」の中で、「通報の受付窓口は、公安委員会、弁護士等の外部機関等にも積極的に設置するべきである」とあります。

### 2 「非違事案の未然(再発)防止対策の強化」

中に「苦情等への積極的な対応」とあります。が、全国的にどのくらいの苦情があるのですか。直近二年間の件数の開示をお願いしたい。

3 「警察庁及び都道府県警察が実施する監察の在り方」の「監察の手法の中で、「監察の実施を事前に通知するばかりでなく、抜き打ち的な手法も活用するべき」とあります。現況において、通知の監察に対し、どのくらいの割合で抜き打ちの監察をされているのかをお伺いしたい。

### 4 この報告書が提出され、四年を経過しています。警察の監察業務がどのように改善されましたかをとりまとめ、報告することを警察庁は考えておられるかどうかをお伺いしたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一六二号  
平成二十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員上西小百合君提出「テロ等準備罪」と警察官の監察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上西小百合君提出「テロ等準備罪」と警察官の監察に関する質問に対する

答弁書

### 一について

お尋ねの「公安警察」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県警察における警備部門の警察官(一般職の国家公務員であるものを除く)の定員は、平成二十八年四月一日現在、二万七千四百八十四人である。

また、都道府県警察の警官の増員については、その時々の治安情勢等を踏まえ、適切に判断することとしている。

### 二について

今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)第六条の一の罪の検挙件数等の公表の在り方については、現在検討中である。

### 五の2について

都道府県公安委員会において、警察法(昭和二十九年法律第二百六十二号)第七十九条第一項の規定による苦情の申出を受理した件数は、平成二十七年は九百七十七件、平成二十八年は九百六十五件である。

### 五の3について

お尋ねの「訴訟件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁の犯罪統計で確認できる範囲では、平成二十七年及び平成二十八年に警察が告訴を端緒として認知した特別公務員職濫用事件の件数は零件である。

### 五の4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、職務質問及び任意捜査については、都道府県警察において、その相手方が録音・録画を行うことによる関係者の名前及びプライバシーの侵害のおそれ等を考慮しつつ、警察官職務執行法

(昭和二十三年法律第二百三十六号)及び刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)に従つて、適正に行われているものと承知している。

### 五の1について

警察庁においては、同庁長官官房に内部通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という)を設置しているほか、国家公安委員会及び同庁の委嘱を受けた弁護士の事務所に通報窓口を設置している。また、平成二十八年三月三十一日現在、全ての都道府県警察において、都道府県警察本部に通報窓口が設置されているほか、十二の都道府県警察において、都道府県公安委員会又は都道府県警察の委嘱等を受けた弁護士の事務所に通報窓口が設置されているものと承知している。

米国が提供したとされる電子メール監視システムに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

朝日新聞は、四月二十五日、日本当局が米国家安全保障局(NSA)と協力して通信傍受などの情報収集活動を行ってきたという米国メディア「インターネット」の報道を伝えた。NSAが日本の協力を見返りにインターネット上の電子メールなどを幅広く収集できる監視システムを提供したという。NSAは過去六十年以上にわたり、日本国内の少なくとも三カ所の基地で活動し、日本側は施設や運用を財政的に支援するため、五億ドル以上を負担、日本政府と監視機器の提供や情報の共有を行ってきたと指摘している。

平成二十五年十一月二十五日、参議院国家安全保障に関する特別委員会で岸田外務大臣は、「いわゆるこのエシヨロンの実態把握については把握はしておりません。また、三沢飛行場に通信施設

にくる業務の仕組みの構築に向けた取組を続けているところであり、警察庁としては、現時点において、当該取組の状況について取りまとめて、報告することについては考えていない。

平成二十九年四月二十五日提出

質問 第一六三号

米国が提供したとされる電子メール監視システムに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

かかる観点から、以下質問する。

米国×ルヽのヽヽターペー<sup>ト</sup>、<sup>ト</sup>“NSA had provided the Japanese Directorate for SIGINT with an installation of VKEVSCOPE”<sup>2</sup> mass

surveillance system the NSA describes as its “widest reaching” for sweeping up data from computer networks, monitoring “nearly every-

SAは日本の理事会に、SIGINTのためのXKEYSCOREを提供した。これは、広範囲を対象とするNSAの大量監視システムであり、コンピューターネットワーク上のデータを収集し、「通常の利用者がネット上でやりとりするほとんど全てのもの」を監視すると報じているが、このような監視システムが日本政府に提供

—米国メハディアのインターセプトの公表したSAの文書によれば、在日米軍の横田基地の建設工事に關して、“this state of the art \$6.6 million, 32,430 square foot facility, paid for almost entirely by the Government of Japan”(即ち費用は六百六十万ドルで、三万一千四百三十平方フィートの施設であり、そのほとんどが日本政府によって負担された)と示されてゐるが、日本政府が横田基地の通信基地の建設工事の費用を六百六十万ドル負担した事実はあるのか。

の A の 内 部 文 書 に ば the Japanese Directorate  
ヒコツ用語がしばし使てこぬが、  
曰米両政府間の令意に基へこし、かかる the  
Japanese Directorate (曰本理事會) なる組織が  
設置われてこだ、ゐるとは設置われてこぬ事実  
あらうつ。

エシユロンは、アメリカを中心に構築されたS.I.G.I.N.Tのためのシステムで、NSA主体で運営されていると欧州連合等も指摘しているが、エシユロンについて政府の把握しているところを示されたい。右質問する。

平成二十九年四月二十五日提出  
質問 第一六四号

「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書にに関する質問主意書

安倍総理は、本年四月十九日の法務委員会で、「そもそも」という言葉の意味について、（中略）念のために調べてみたわけですが、これは基本的にという意味もある」と答弁している。

一 現在出版されている複数の辞書を調べたが、「そもそも」の意味として「基本的に」との記載がある辞書は存在しなかつたが、本当に調べたの

二 調べている場合、安倍総理が調べた「そもそも」の意味として「基本的に」との記載がある辞

書の題名  
出版社名及び出版年を示された  
い。

内閣衆質一九三第二六四号  
平成二十九年五月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

問に対し、別紙答弁書を送付する。

二及び二について  
例えば、平成十八年に株式会社三省堂が発行  
時として「基本的」と言書いていた書籍に  
関する質問に対する答弁書

<p>した「大辞林(第三版)」には、「そもそも」について、「(物事の)最初。起りこり。どだい。等と記述され、また、「この「どだい」について、「物事の基礎。もとい。基本。」等と記述されていると承知している。</p>
<p>平成二十九年四月二十六日提出 質問 第一六五号</p>
<p>森友学園に係る行政文書の保存に関する質問 主意書</p>
<p>提出者 逢坂 誠一</p>

<p>森友学園に係る行政文書の保存に関する質問 主意書</p>
<p>平成二十九年四月二十五日、財務省が学校法人森友学園との間の国有地の売却交渉の記録を売買契約の締結後に破棄したことについて、会計検査院は、国有地の代金の支払いを終えていない段階での破棄は早すぎた可能性を指摘した。</p>
<p>財務省は、これまで大阪府豊中市の国有地の売却をめぐる学校法人森友学園との交渉記録について、売買契約を締結し手続きが終わつたとして、財務省の管理規則に従つて廃棄したと説明していた。</p>
<p>四月二十五日、参議院財政金融委員会で会計検査院の戸田第三局長は、「支払いが完了していないうちに認めることがなかなか難しい」と答弁し、契約の締結をもつて手続きが完全に終了したとはいえず、土地代金の支払いを終えていない森友学園との交渉記録の破棄は早すぎた可能を指摘した。</p>
<p>この指摘について財務省の佐川理財局長は、「個別の面会の記録につきましては、組織で共有</p>

<p>一　　国の保有する不動産等の売買契約に至る経緯についての記録したメモ、面会記録は、公文書等の管理に関する法律でいうところの行政文書に該当するという理解でよいか。</p>
<p>二　　財務省の佐川理財局長は、国有地の売買の「この契約をもつて保存期間満了というふうに取り扱つている」として、「個別の面会の記録などは、財務省の管理規則に従つて廃棄するとの見解を維持しているが、財務省の見解としては従来通りであり、変更はないという理解でよい</p>
<p>か。</p>
<p>三　　二に関連して、会計検査院の戸田第三局長は、「会計経理の裏付けとなる関係書類が廃棄された場合には、その詳細について正確に把握できない場合がある」と答弁している。理財局長の答弁に従えば、「この契約をもつて保存期間満了」というふうに取り扱つている」として、「個</p>
<p>七　　国の行為に関して売買契約が結ばれ、その代金等が完済されない限り、代金の割賦支払いが滞るなどの支障が生じることもあり、当該事業は終了したと考えるべきではないのではないか。</p>

<p>一から七までについて</p>
<p>一から七までについて</p>
<p>一から七までについて</p>
<p>一から七までについて</p>
<p>内閣衆質一九三第二六五号 平成二十九年五月十二日 内閣総理大臣 安倍 晋三 衆議院議長 大島 理森殿 文書の保存に関する質問に対する答弁書 送付する。 (別紙)</p>



しかし、残念なことに、昨年、関西国際空港で国外から持ち込まれた麻しんによる集団感染が発生してしまいました。今年に入つてからもインドネシアのバリ島に行つた男性が麻しんにかかり、山形県内の自動車教習所を通じて三次感染者まで広がる三十人超の集団感染が発生しています。

国立感染症研究所によると、本年四月十九日現在、全国の医療機関から報告のあった麻しんの患者数は百三十九人と年末の累積報告数の百五十九人を上回るペースで増加しています。このうち二十一人は推定感染地域が国外となっています。

麻しんは発症すると千人に一人が死亡すると言われています。

麻しんの予防接種が定期接種化するより前に生まれた人、定期接種が一回のみだった年齢層で免疫が十分でない人は、海外渡航前に予防接種をする必要があると考えます。

そのためには、海外での麻しんの流行情報を取りやすく、確実に伝わるように広報するとともに、麻しんの流行地域への渡航者に対しては直接予防接種の働きかけを行う必要があります。

以上を踏まえて、質問します。

一 海外のツアーを企画する等の旅行会社、航空会社等に、海外渡航者に対して渡航前に麻しんの予防接種を受けることについての注意喚起をするよう協力を求めが必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

二 国内での集団感染を防止するためには、麻しんが持ち込まれても、それ以上に広がらないようになります。そのためには、予防接種を行っていない成人へ予防接種の勧奨をすます。政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九三第二六八号  
平成二十九年五月十二日

平成二十九年四月二十八日提出  
質問第一二六九号  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕  
衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕

直近の、B・C型肝炎の推定のキャリア数と患者数をお聞きしたい。  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

平成二十九年四月二十八日提出  
質問第一二六九号  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

直近の、B・C型肝炎の推定のキャリア数と患者数をお聞きしたい。  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

平成二十九年四月二十八日提出  
質問第一二六九号  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕  
衆議院議員初鹿明博君提出海外渡航者への麻しんの予防接種に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕

直近の、B・C型肝炎の推定のキャリア数と患者数をお聞きしたい。  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

直近の、B・C型肝炎の推定のキャリア数と患者数をお聞きしたい。  
B・C型肝炎に関する質問主意書  
提出者 上西小百合

一について  
政府としては、海外に渡航する者の増加が見込まれる時期の前に、麻しんを含めた海外に渡航する者が海外で注意すべき感染症及びそれらの予防対策に関する情報の周知を、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全日本航空事業連合会等を通じて、旅行会社、航空会社等に依頼しているところであり、例えば、本年四月十一日付けで、観光庁参考官(産業政策担当)より一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全日本航空事業連合会等に対して周知を依頼した情報には、「麻しんについて、「感染予防には、予防接種が有効」「ワクチン接種を受けていない場合には、麻しんに風しん混合ワクチンの接種が勧められる」等の予防対策に関する情報が含まれているところである。

二について  
麻しんに関する特定感染症予防指針(平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号)においては、医療関係者、児童福祉施設等の職員及び学校等の児童生徒等や職員であつて、麻しんに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を二回接種していないものに対する予防接種を推薦しているところである。

三について  
お尋ねの「キャリア数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、B型肝炎ウイルスの感染者の数は約百十万人から約百四十万人、C型肝炎ウイルスの感染者の数は約百九十万から約二百三十万人と推計している。また、これらの感染者のうち医療機関を受診している肝炎、肝硬変及び肝がんの患者の数については、B型肝炎ウイルスに起因するものは約七万人、C型肝炎ウイルスに起因するものは約三十七万人と推計している。

## 二について

都道府県等が実施する肝炎ウイルス検査に対する国は、検査費用の助成を行つており、当該助成の対象となる検査の項目等を示した「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」(平成二十六年三月三十日付け健肝発〇三三一第一号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知別紙)において、利用者の利便性に配慮して、保健所及び医療機関以外の検査会場において実施された当該検査も助成の対象としているところである。

また、都道府県等の担当者を集めた会議の場で、御指摘の「平成二十三年度 肝炎検査受検状況実態把握事業」の報告書の内容を説明した上で、肝炎ウイルス検査の機会の確保に関する好事例を紹介すること等により、都道府県等に対しても、利用者の利便性に配慮した検査を実施するよう促しているところである。

さらに、医療保険の被保険者等に対する肝炎ウイルス検査の受検の勧奨等の実施を健康保険組合、全国健康保険協会等の医療保険の保険者等に対して促すための都道府県等の取組についても、平成二十九年度から国の補助の対象としたところである。

三について

お尋ねの「指標として設定する」とは、肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第九条第一項に規定する肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)における肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすこと」という目標の達成状況を把握するための指標に肝がんの罹患率を用いることであり、また、当該罹患率をできるだけ減少させることをもつて当該

## 目標の達成状況を評価しようとするものである。なお、当該罹患率には、国全体の肝がんの

罹患率の数値を用いているところである。

## 四について

お尋ねについては、基本指針において、「肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める」ととしているところである。

## 五について

お尋ねの「調査研究」とは、平成二十八年度に実施された「B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者における医療費等の実態調査」(以下「本調査研究」という。)を指すものと考えるが、本調査研究については、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成三十厚生省告示第百三十号)第十六条第一項に「研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業について、翌年度の五月三十日(中略)又は当該事業の終了後六十一日が経過する日のいずれか早い日までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない」と規定されていることから、平成二十九年五月末までに本調査研究の研究班から事業実績報告書の提出を受ける予定である。また、本調査研究は、診療報酬明細書に記載された情報を利用しており、個人情報保護等の観点からの確認も必要であることから、当該報告書の提出を受けた後、必要な確認を行った上で、公表を行う予定である。

## 平成二十九年四月二十八日提出 質問 第二七〇号

政府の公表した全国地震動予測地図と原発災害に関する質問主意書 提出者 逢坂 誠一

## これらを踏まえて、以下質問する。

一 政府の地震調査研究推進本部が公表する全国地震動予測地図は、政府の政策立案のために参考され、その具体的な内容が政府の政策に反映されることを念頭に置いているものか。それともあくまでも科学的見地に基づき、政府の責任でその知見を公表するにとどまるものなのか。見解を示されたい。

## 四月二十七日、政府の地震調査研究推進本部は、特定の地点が三十年以内に地震に見舞われる確率を示す「全国地震動予測地図」の二〇一七年版を公表した。建物が倒壊し始めるとする震度六弱以上では、千葉、横浜、水戸市役所がいずれも八割を超えて、関東、東海から近畿、四国にかけての太平洋側が引き続き高かつた。太平洋側では南海トラフ地震など海溝型地震の確率が微増し、市役所の所在地でみると、千葉八十五%、横浜・水戸八十一%、高知七十四%、徳島七十二%、静岡六十九%の順に高かつた。地震調査委員長の平田直氏は「自分の所は安全だと思わず、日本はどこでも強い揺れにあう可能性が高いと考えて欲しい」と呼びかけた。

原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第四十条及び第四十二条の規定により、都道府県及び市町村には、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画を作成することが求められている。また、原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域を設定する都道府県及び市町村においては、地域防災計画の中で、当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を定めることとなる。内閣府原子力防災担当では、地域防災計画(原子力災害対策編)を作成する都道府県及び市町村に対する支援を行っていると承知している。

## 一一

原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第四十条及び第四十二条の規定により、都道府県及び市町村には、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画を作成することが求められている。また、原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域を設定する都道府県及び市町村においては、地域防災計画の中で、当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を定める

ことになるが、二〇一七年版の全国地震動予測地図で示された知見がどのように反映されるべきと考えるのか。見解を示されたい。

### 五 全国の自治体で、三十年以内に震度六弱以上の地震に見舞われる確率が高く、市役所等の庁舎に倒壊のおそれがあるものがどの程度であると把握しているのか。

六 地震調査委員長の平田直氏は「自分の所は安全部だと思わず、日本はどこでも強い揺れにあう可能性が高いと考えて欲しい」と呼びかけているが、この発言は多くの国民に説得力を持つものである。政府は関係自治体の庁舎の地震による機能喪失を地域防災計画の中でどのように位置付け、あるいは防止しようとしているのか。自治体の庁舎が地震で倒壊し、機能喪失すれば、そもそも地域防災計画に基づく住民の実効性ある避難が困難となる。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第二七〇号  
平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠一君提出政府の公表した全国地震動予測地図と原発災害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出政府の公表した全国地震動予測地図と原発災害に関する質問に対する答弁書  
について  
一 地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成二十九年四月二十七日に公表した「全国地震動

予測地図二〇一七年版」は、最新の科学的知見をもとに今後三十年間に震度六弱以上の揺れに見舞われる確率の分布等を示したものであるところ、政府としては、必要に応じて、その具体的な内容を政策企画立案に際して活用することとしている。

### 二について

御指摘の「内閣府原子力防災担当の行う各自治体への支援の内容」の意味するところが必要であるが、政府としては、地震の

揺れに見舞われる確率の高低にかかわらず、『地域防災計画の充実に向けた今後の対応』(平成二十五年九月三日原子力防災会議決定)等に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、地域原子力防災協議会を設置し、地震による災害と原子力災害との複合災害の発生も想定しつつ、当該地域における地域防災計画の作成の支援等を行っているところである。

### 三について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等

に定める基準に係る適合性審査においては、地震の揺れに見舞われる確率の高低にかかわらず、原子力発電所に大きな影響を及ぼすおそれがある地震を選定し、それらの地震が発生する前提で耐震安全性を確認することとしている。

### 四及び六について

御指摘の「行政機関の中枢機能が喪失する可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「防災基本計画」(平成二十九年四月十日、中央防災会議決定)においては、地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、同計画の策定等に

当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等について定めておくものとしており、政府としては、地震の揺れに見舞われる確率の高低にかかわらず、地方公共団体に対し、災害対応業務が継続されるようにするため、庁舎の耐震化を図るとともに、代替庁舎を確保することを要請しているところである。

### 五について

政府としては、地震の揺れに見舞われる確率の高低にかかわらず、地方公共団体に対し、庁舎の耐震化を図るよう要請しているところであり、消防庁が全国の地方公共団体を対象として実施した調査によると、平成二十八年三月三十日現在で、都道府県災害対策本部が設置される庁舎が耐震基準を満たしていない都道府県の数は二団体であり、市町村災害対策本部が設置される庁舎が耐震基準を満たしていない市町村(特別区を含む。以下同じ。)の数は四百七十三団体であると把握している。なお、これらの耐震基準を満たしていない都道府県のいずれにおいても、耐震化された施設が代替庁舎として特定されており、また、これらの耐震基準を満たしていない市町村のうち三百六十三団体においては、耐震化された施設が代替庁舎として特定されていると把握している。

### 三について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等

に定める基準に係る適合性審査においては、地震の揺れに見舞われる確率の高低にかかわらず、原子力発電所に大きな影響を及ぼすおそれがある地震を選定し、それらの地震が発生する前提で耐震安全性を確認することとしている。

### 四及び六について

御指摘の「行政機関の中枢機能が喪失する可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「防災基本計画」(平成二十九年四月十日、中央防災会議決定)においては、地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、同計画の策定等に

いて以下質問する。

- ① 財務省理財局が全国で取り扱った国有地の取引で、売買・有償貸し付け契約が一旦成立した後、何らかの理由で解除になつた例はあるか。ある場合取り扱い財務局、不動産所在地、契約日、契約金額、解除の理由は何か。尚、期間は設けず、遡及できるすべての案件を対象とする。

② 財務省理財局が全国で取り扱った国有地の取引で、売買・有償貸し付け契約の成立後に、損害賠償や廃棄物撤去費など名目を問わず、買主に対しても金銭の支払いをした例はあるか。ある場合取り扱い財務局、不動産所在地、契約日、契約金額、金銭を支払った理由は何か。尚、期間は設けず、遡及できるすべての案件を対象とする。

右質問する。

### 内閣衆質一九三第二七一号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員石関貴史君提出国有地取引に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員石関貴史君提出国有地取引に関する質問に対する答弁書

### ①及び②について

「解除になつた例はあるか」及び「金銭の支払ひをした例はあるか」とのお尋ねについては、事例はあるが、「期間は設けず、遡及できるすべての案件を対象とする」とのお尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

国有地取引に関する質問主意書

質問 第二七一号  
提出者 石関 貴史

平成二十九年四月二十八日提出  
質問 第二七二号

北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問主意書

北朝鮮によって繰り返される核実験や弾道ミサイル実験を受け、政府は有事の対処法の周知に乗り出しているが、実際には態勢が整っていないことが懸念される。平成十七年に策定した「国民の保護に関する基本指針」(以下、「基本指針」という)では、「弾道ミサイル攻撃の場合」対策本部長である都道府県知事は、「弾道ミサイル発射の兆候を事前に察知できる場合には」、「迅速に避難措置の指示をすることが重要である」とした上で、「発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、攻撃目標が判明した場合でも、極めて短時間で我が国に着弾することが予測されるとともに、弾頭の種類により対応が大きく異なることから、対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うもの」として、「屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ近傍避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うもの」と示している。

この基本指針の運用に関して疑義があるので、以下質問する。

一 基本指針では、「対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うもの」とし

て、「屋内避難を行わせる際には、関係機関は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる」と示されている。

東京都知事が指定する避難施設は、東京都内でけでも三千カ所超に上るとの指摘があるが、実数はどの程度なのか。また東京都の公表する星

間人口は、千五百五十八万人(平成二十五年三月公表のもの)と承知しているが、この星間人口に対して十分なものであるといえるのか。政

府の見解を示されたい。

二 政府は、日本全国においても、基本指針でい

うところの避難施設は十分に確保されていると認識しているのか。

三 産経新聞の報じるところでは、首都圏で地下

鉄を運行する東京地下鉄(東京メトロ)も、「国

からどういう避難指示が出るか分からず、駅の利用を前提とした避難行動は検討していない」との見解を述べているが、政府が東京地下鉄を

含めて、駅の利用を前提とした避難計画を、公共交通機関を運営する企業とこれまで協議しているのか。また具体的な避難計画を策定されるよう努めているのか。

内閣衆質一九三第二七二号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて

内閣に関連して、このような法令の整備は政府

五 内で進められているのか。

六 基本方針では、「核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、対

策本部長は、攻撃当初の段階は、爆心地周辺か

ら直ちに離れ、地下施設等に避難し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定期

ウ素剤を服用するなどの指示をすることとし、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるものとする」と規定しているが、政府は、国家機能が集中する東京二十区内において、現在、核シェルターは十分に整備されていると考えているのか。

七 基本指針では、弾道ミサイルの着弾に対し、「できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる」と規定しているが、かかるコンクリート構造物または地下施設がどの程度の抗堪性を備えていてるべきと考えているのか。そのための技術的な設計ガイドラインは存在するのか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二七二号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮有事における国民の保護に関する基本指針の運用に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて

内閣に関連して、このように法令の整備は政府

六 基本方針では、「核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、対

策本部長は、攻撃当初の段階は、爆心地周辺か

ら直ちに離れ、地下施設等に避難し、放射性ヨウ

素による体内汚染が予想されるときは安定期

市長(以下「都道府県知事等」という)が、政令で定める基準を満たす施設を、当該施設の管理者の同意を得て指定することとされており、その基準については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)以下「国民保護法施行令」という)第三十五条において、「公園、広場その他の公共的施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること」等とされている。また、同法第三十二条第一項に規定する国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という)において、「都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとする」とされている。

平成二十八年四月一日現在、全国で九万二千五百七十六の施設が避難施設として指定されており、東京都においても、同日現在、三千四百二十一の施設が指定されていると承知しているが、その数や内訳は、都道府県及び指定都市ごとに地域の実情に応じて異なっているものと認識しており、政府としては、避難施設が適切に指定されるよう、今後とも、都道府県知事等に対し、必要な助言等を行つてまいりたい。

三について

一、二及び四から六までについてでお答えし

たとおり、避難施設の基準としては、国民保護法施行令第三十五条において、「公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること」等とされ

ている。また、基本指針においては、避難施設の指定について、「都市部においては地下街又

は地下駅舎を必要に応じて指定する」とされているところである。避難施設は、都道府県知事等が、当該施設の管理者の同意を得て指定するものであり、地下駅舎の指定についても、都道府県知事等において個別具体的に検討されるべきものと考えている。政府としては、避難施設が適切に指定されるよう、今後とも、都道府県知事等に対し、必要な助言等を行つてまいりたい。

七について  
弾道ミサイルの着弾の衝撃や爆風により発生する被害をできる限り軽減する観点から、基本指針においては、「できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする」とされているところである。これらの施設に係るお尋ねの「抗堪性」の程度については、一概にお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「技術的な設計ガイドライン」については定めていないが、一般論として、耐震改修等の構造補強がなされている等、できる限り堅ろうな施設を避難施設とすることが望ましいものと考えられる。

平成二十九年五月一日提出  
質問 第一七三号

自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針  
に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問主意書  
国家安全保障会議が平成二十八年十二月二十二日に決定した「自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針」(以下、「指針」という。)では、合衆国

は地下駅舎を必要に応じて指定する」とされているところである。避難施設は、都道府県知事等が、当該施設の管理者の同意を得て指定するものであり、地下駅舎の指定についても、都道

府県知事等において個別具体的に検討されるべきものと考えている。政府としては、避難施設が適切に指定されるよう、今後とも、都道府県知事等に対し、必要な助言等を行つてまいりたい。

この指針の運用について疑義があるので、以下の質問する。  
質問する。

一 五月一日、横須賀港を出港したDDH一八三「いずも」は、指針に基づく合衆国軍隊等の部隊の武器等防護についての命令を帶びているといふ理解でよいか。

二 指針の四の「国家安全保障会議への報告及び情報の公開」の項目では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとする」と示されているが、指針に基づいて自衛隊が合衆国軍隊等の部隊の武器等防護にあたる場合、防衛大臣が発する命令の内容に関する文書、当該艦船

(あるいは部隊)における指揮、指示にかかるわるものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するため、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるもの」で、「このような武器の使用は、憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらぬ」とされているが、かかる事実を主権者たる国民が判断するためには、十分な情報が公開されなければならない。政府は、「公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」と、主権者たる国民の知る権利を保障し、「憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらない」と納得できることをどのように整合させようとしているのか、見解を示されたい。

三 二に關連して、このような行政文書の保存期間はそれぞれどの程度か。

四 指針に基づいて自衛隊が合衆国軍隊等の部隊

の公開に関する法律を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ること」と反し、自衛隊の行動について、国民の知る権利を侵害し、自衛隊の行動への国民のチェックが行われない懸念があるのではないか。

六 指針は、自衛隊に、「自衛隊と連携して我が國の防衛に資する活動に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊の武器等」という、我が國の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するため、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるもの」で、「このように武器の使用は、憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらぬ」とされているが、かかる事実を主権者たる国民が判断するためには、十分な情報が公開されなければならない。政府は、「公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」と、主権者たる国民の知る権利を保障し、「憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらない」と納得できることをどのように整合させようとしているのか、見解を示されたい。

七 指針の四の(二)のイでは、「内閣総理大臣は、三(二)の基本計画を公表すること」と示されているが、具体的にはどのような手続きで公開されるのか。年度ごとに一括して示されるのか、それとも計画終了後、逐次公開されていくものなのか。また、その基本計画はどのような内容や項目を持つものか。具体的に示されたい。

内閣衆質一九三第三二七三号  
平成二十九年五月十二日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
衆議院議長 大島理森殿  
衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書  
〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針に関する質問に対する答弁書

#### 一について

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十五条の二第一項の警護(以下単に「警護」という。)の実施の逐一については、米軍等の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあること、また、相手方との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。

#### 二から六までについて

お尋ねの「防衛大臣が発する命令の内容に関する文書、当該艦船(あるいは部隊)における指揮、指示にかかるわる行政文書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警護に関する行政文書については、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)等に基づき、適切な保存期間を定めており、例えば、警護の実施について防衛大臣が命ずる文書は十年保存となる。また、当該行政文書を含む警護に関する情報の公開については、自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針(平成二十八年十二月二十二日国家安全保障会議決定)4(2)において定めているとおりである。

七について  
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全

を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第四条第一項に規定する基本計画の公表の方針については、同基本計画の決定又は変更があったときに決定することとしているが、適切に情報の公開を図つてまいりたい。

また、同基本計画には、同条第二項各号に掲げる事項を定めることとされている。

平成二十九年五月一日提出

質問 第二七四号

国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する再質問主意書

衆質一九三第二五五号の内容に不明瞭な点があるので、農業支援外国人受入制度について再度、

入事業に関する質問主意書に対する答弁書(内閣

畜産物を原材料とする製造・加工、その他農業

以下に質問する。

一 特定農業支援活動には、農作業のみならず農

畜産物を原材料とする製造・加工、その他農業

に付随する作業が含まれるとされる。では、派遣先の農家が、農業支援外国人を特定農業支援活動に従事させるにあたり、その勤務時間の大半を農作業以外の製造・加工や「その他農業に付随する作業」に充てさせることは認められる

一 農業支援活動を行うことができる外国人は、「農業に関する知識経験その他の事項」について一定の要件を満たすものに限り、その要件は政令で定めるとしている。では、政令で何らかの資格試験等を課すことを考へているか。また、

一定の日本語能力を要件に含める考え方か。

悪な労働条件下に置かれることが懸念されるところである。

前回答弁書において「新国家戦略特別区域法第十六条の五第三項に規定する指針において、その労働条件についての適切な配慮に関する事項を定める方向で検討している」とされているが、具体的にどのような事項を盛り込む考えか示されたい。

規定が適用される場合もあり得ると考えられる。

農業支援外国人が従事する農業支援活動のうち農作業以外の製造・加工等が一定割合を上回る場合や、農業支援外国人が派遣された事業場の主たる業務が食料品製造業と判断される場合は、労働基準法のうち労働時間、休憩及び休日に関する規定も全面適用されると考えて良い

定した理由を示されたい。

四 農業支援外国人の雇用の方法について、「請負」や「直接雇用」を排除し、「労働者派遣」に限

たは新国家戦略特区法第十六条の五第三項に規定する指針に違反した場合、特定機関としての認定を取り消すのか。

五 特定機関が政令に定める基準に適合せず、または新国家戦略特区法第十六条の五第三項に規定する指針に違反した場合、特定機関としての認定を取り消すのか。

六 農業支援外国人の報酬について、標準的な報酬水準を示す考えはあるか。

七 派遣元となる特定機関は、当然に労働者派遣業の許可を受ける必要があると理解して良いか。

八 農業には農繁期に作業が集中する等の特殊な事情があることから、特定機関には単に派遣業の許可を得た派遣会社であるといふだけでなく、農業に関する十分な知識・経験を有する等の専門性が必要だと考える。政令で定める基準においては、特定機関の要件として、農業に関する十分な知識・経験を有することを盛り込もう。

九 農業支援外国人受入事業においては、農家による直接雇用が認められていないため、「労働契約申込みなし制度」の適用による農業支援制度を適用するのか。

十 農業に従事する労働者については、労働基準法のうち労働時間、休憩及び休日に関する規定

十一 農業に従事する労働者については、労働基準法のうち労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用除外とされている。

右質問する。

内閣衆質一九三第二七四号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する再質問に対する答弁書

一 及び十一について  
内閣衆質一九三第二五五号

内閣衆質一九三第二五五号に対する答弁書

一 及び十一について  
内閣衆質一九三第二五五号に対する答弁書

官報 (号外)

者を支援する活動に限られるが、同条においては各作業に係る労働時間については規定していない。

その上で、一般論として申し上げれば、事業場の業種が食料品の製造や加工の事業と判断される場合には、当該事業場の労働者については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号の事業に従事する者として、同法第四章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日にに関する規定が適用される。

本法律案が成立した場合には、先の答弁書(平成二十九年四月二十八日内閣衆質一九三第二五五号、以下「前回答弁書」という。)、六及び七についてでお答えしたとおり、お尋ねの要件について、新国家戦略特別区域法第十六条の五第一項の規定の趣旨を踏まえ、政令で適切に定めてまいりたい。

三から五まで、八及び九について

新国家戦略特別区域法第十六条の五第一項においては、農業支援活動を行う外国人が「特定機関との雇用契約に基づいて農業支援活動に従事するもの」としているが、特定機関が農業経営を行う者との間で農業支援活動に係る契約を締結する場合における当該契約の在り方については規定していない。

その上で、「特定機関としての認定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書一から四まで、八、十四及び十五についてでお答えしたとおり、本法律案が成立した場合には、特定機関に係る基準及び特定機関が講すべき措置について、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に係る基準を定めた政令及び国家戦略特別区域家事支援外国人

人受入事業における特定機関が講すべき措置を定めた指針をも参考としつつ、政令及び新国家戦略特別区域法第十六条の五第三項に規定する指針において適切に定めてまいりたい。

六及び十について

前回答弁書二から四まで、八、十四及び十五について及び十一についてでお答えしたとおり、本法律案が成立した場合には、お尋ねの農業支援活動を行う外国人の報酬水準及びその保護を図るために配慮を含め、当該外国人を受け入れる事業の適正な実施を図るために必要な事項について、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関が講すべき措置を定めた指針をも参考としつつ、新国家戦略特別区域法第十六条の五第三項に規定する指針において適切に定めてまいりたい。

七について

前回答弁書五、十六及び十七についてでお答えしたとおりである。

平成二十九年五月一日提出  
質問 第二七五号  
アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問主意書

提出者 宮崎 岳志

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問主意書

意書】に対する答弁書(内閣衆質一九三第二五四号)の内容は、質問に対する実質的な答弁となつていいことから、以下に再度質問する。

「我が闘争」はナチス・ドイツの独裁者であったアドルフ・ヒトラーの著作であり、その内容に反ユダヤ主義や日本人への蔑視など人種差別的な記述があることなどから、国際的に批判の対象となってきた経緯がある。

学校教育の教材に、同書の一部を人種差別を助長させる形で使うことが不適切であることは当然である。また、基本的人権の重要性について考えるための公民の教材で否定的に引用したり、世界史の教材で歴史的事実の一つとして引用すること等が適切な使用法といえることは明らかであり、現に使用されている。これらは過去の国会答弁や答弁書においても明確である。

ただし、同書にはその一部のみを切り出せば問題のない一文も当然存在することから、「我が闘争」のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、上記の適切・不適切どちらのケースにも該当しないことになる。

学校教育において、同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、同書の歴史的背景や社会的評価を考えれば学校教育法の趣旨に反し不適切と考えざるを得ない。同書を教材として適切に使用する場合には、同書の歴史的背景や社会的評価をあわせて教えることが当然求められるものであり、これは四月十二日の衆議院地方創生に関する特別委員会の質疑でも、議員弘介副大臣が答弁において同趣旨の見解を示しているところである。

以上を踏まえて、次の質問に答えて貰いたい。

〔我が闘争〕の歴史的背景や社会的評価を教えて貰う」と一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問主意書

内閣衆質一九三第二七五号  
平成二十九年五月十二日  
内閣總理大臣 安倍 晋三  
内閣衆質一九三第二七五号  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに關する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに關する第三回質問に対する答弁書

お尋ねの「同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、文部科学省のホームページにおいて「我が国においては、憲法に定める基本的人権の尊重や差別の禁止といった基本原則や、教育基本法に基づいて、人種に基づく差別等は絶対にあってはならないとの理念の下で教育活動を行っております。」「我が国の学校教育においてはナチス支配を批判的に評価することを通じて二度と悲惨な戦争を引き起こさないための学習の一環として『我が闘争』の一部を引用する場合には、あくまで否定的に引用した授業が行われており、こうした

して、同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、教育基本法の趣旨に反し不適切ではないか。

右質問する。

教育は、まさに憲法や教育基本法等の趣旨に合致し、基本的人権の尊重といった憲法に定める基本原則の実現のために行われるものであります。」と述べているとおりであると考えている。

その上で、学校での教科等の指導における教科用図書以外の教材の使用については、先の答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第二〇七号）においてお答えしたとおりであり、仮に人種に基づく差別を助長させるといった形で「わが闘争」を使用するのであれば、憲法や教育基本法（平成十八年法律第百二十号）等の趣旨に合致せず許されないことは明らかであり、万一このような指導がされた場合には、所轄庁や学校の設置者において厳正に対処すべきものである。

いずれにしても、政府としては、引き続き、人種に基づく差別等は絶対に許さないという意識をしっかりと定着させるための教育の充実を図つてしまいたい。

官外(号)

平成二十九年五月一日提出

質問 第一七六号

もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する再質問主意書

もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する再質問主意書

内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する質問主意書への答弁書（内閣衆質一九三第二五二号）の内容は、質問に十分答えていないので、再度以下に質問する。

一 政府は平成二十五年度から平成二十九年度までの間、公益社団法人日本国際民間協力会の事業について、補助金、交付金など何らかの資金供与を行ったことがあるか。あるいは本年度、補助金、交付金など何らかの資金供与を行う予定はあるか。

二 安倍昭恵内閣総理大臣夫人や夫人付職員から、公益社団法人日本国際民間協力会の事業に關して、省庁への問い合わせや事実関係の照会等が行われたことはあるか。

右質問する。

内閣衆質一九三第二七六号  
平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

晋三

衆議院議員宮崎岳志君提出もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する再質問主意書を送付する。

〔別紙〕

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに關する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

平成二十九年五月一日提出  
質問 第一七七号

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに關する質問主意書

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに關する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

編集会議では、お互いの原稿を回し読みして内容を確認した上、作品の掲載順などを決めたばかり、外務省から日本NGO連携無償資金協力等による支出を同会に対し行つたことがあるが、平成二十九年度については、現時点で政府としてこのような支出を行うことを決定した事実はない。

二について

御指摘のような問合せ又は照会があつたとの事実はないものと承知している。

二について

御指摘のような問合せ又は照会があつたとの事実はないものと承知している。

その後、編集会議の各参加者は役割を分担して最新号の発行準備を行い、それぞれが表紙や目次の作画、印刷所との交渉、販売チラシの作成、予算管理、全体の制作進行管理などを実施した。しかし、印刷所への入稿直前になつて、編集会議に参加していた作家の中から「作品Xの掲載は見合わせるべきではないか」との意見が出たことから、作品Xの原稿は外され別の作品に差し替えられ、作品Xの原稿は外され別の作品に入稿された。その結果、最新号は作品Xを含まない形で予定通りの日時に発売された。』

上記の編集会議は、テロ等準備罪における犯罪の「計画」にあたる可能性がある。

二 上記各参加者は役割を分担して最新号の発行準備を行い、それぞれが表紙や目次の作画、印刷所との交渉、販売チラシの作成、予算管理、全体の制作進行管理などを実施したことは、テロ等準備罪における「準備」にあたる可能性がある。

三 上記サークルAは「組織的犯罪集団」と判断される可能性がある。

四 上記の編集会議の段階で、捜査機関による検査が開始される可能性がある。

五 上記「各参加者は役割を分担して最新号の発行準備を行い、それぞれが表紙や目次の作画、印刷所との交渉、販売チラシの作成、予算管

にも参加する作家全員が出席した。

（以下、最新号といふ）の編集会議を開催した。最新号は数人のアマチュア作家が自作のコミック原稿を持ち寄って作成する合同誌であり、編集会議

理、全体の制作進行管理などを実施した段階

で、検査機関による検査が開始される可能性があるか。

右質問する。

内閣衆賀一九三第二七七号

平成二十九年五月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十九年五月一日提出  
質問 第二七八号

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する質問に対する答弁書

改正後組織的犯罪処罰法別表第三に掲げる罪を実行することにある団体に該当すると認められない限り、その団体の活動は、同条の罪による

処罰の対象となることはなく、同条の罪についての検査の対象となることもない。

内閣衆賀一九三第二七八号

内閣衆賀一九三第二七八号  
平成二十九年五月十二日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

「報道の自由度ランキング」で日本の順位が七十二位と低迷していることに関する質問主意書

〔別紙〕

「報道の自由度ランキング」で日本の順位が七十二位と低迷していることに関する質問主意書

〔別紙〕

「報道の自由度ランキング」で日本の順位が七十二位と低迷していることに関する質問主意書

〔別紙〕

題名を次のように改める。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

「従つて」に、「工業等に」を「産業に」に、「相まつて」を「相まつて農地の集団化その他」に改め、「改善」の下に「（以下「農業構造の改善」という。）」を加え、「工業等」を「その導入される産業」と改め

る。

第一条第一項第二号及び第三号中「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「工業等」を「産業」に改め、同项第一号及び第二号中「工業等」を「産業」に改め、同项第一号中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第三号中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第五号中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第一号に改める。

第四条の見出しを「（基本計画）」に改め、同条第一項中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同条第二項中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第一号中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第五号中「（工業等）」を「（産業）」に改め、同项第一号に改め、同项第三号から第六号までを削り、同项第二号中「（工業等の導入に伴う工場用地等（工場用地その他の工業等）」を「（産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

三 農村地域への産業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第三項各号を次のように改める。

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正す

る法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律

百十二号）の一部を次のように改正する。

第一項に「（組織的犯罪集団）、すなわち、その結合関係の基礎としての共同の目的が特定の

<p>一 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</p> <p>二 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項</p> <p>三 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>第五条の見出しを「(実施計画)」に改め、同条第一項中「都道府県又は」と及び「次に掲げる要件に該当する場合には」を削り、「工業等の導入に」を「産業の導入に」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「工業等を」を「産業を」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、同項第二号中「工業等」を「産業」に改め、同項第四号から第七号までを削り、同項第三号中「工業等」を「産業」に、「工場用地等」を「施設用地」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。</p> <p>三 導入される産業への農業従事者の就業の目標</p> <p>四 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>第五条第三項を同条第二項とし、同条第四項各号を次のように改める。</p> <p>一 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</p> <p>二 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項</p> <p>三 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及</p>	<p>び開発その他の事業に関する事項</p> <p>第五条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。</p> <p>一 実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>二 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること。</p> <p>三 産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善が図られると認められること。</p> <p>三 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整が行われることにより、農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。</p> <p>第五条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、同条第十項中「都道府県又は」と及び「都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「あつた」を「あつた」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「変更した場合にあつては」を「変更した場合にあつては」に改め、「都道府県又は」を削り、「それぞれ、同法第七項」に、「當該市町村の議会の議決を経て」に改め、ただし書を削り、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「都道府県又は」及び「第七条第一項の都道府県計画又は同法」を削り、「同法第七条又は同法第六条」を「同条第七項」に、「同法第七条第五項において準用する</p> <p>び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨をする」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項を「同項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項に、「同条第七項において準用する同条第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」を「読み替えるものとする」に改め、同項を同条第十項とする。</p> <p>第六条中「行なう」を「行う」に改める。</p> <p>第七条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。</p> <p>第八条から第十条までを削る。</p> <p>第十二条中「工場用地等」を「施設用地」に改め、同条を第九条とする。</p> <p>第十三条を削る。</p> <p>第十四条中「工業等」を「産業」に、「工場用地等、共同流通業務施設」を「施設用地」に改め、同条を第十条とする。</p> <p>第十五条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十一条とし、第十六条を第十二条とする。</p> <p>第十七条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十八条第一項中「及び実施計画」を削り、「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十四条とする。</p> <p>第十九条中「厚生労働大臣及び国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条を第十五条とする。</p> <p>第五条 地域再生法(平成十七年法律第二百二十四号)</p>	<p>同条第四項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項を「同項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」を「読み替えるものとする」に改め、同項を同条第十項とする。</p> <p>第六条中「行なう」を「行う」に改める。</p> <p>第七条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。</p> <p>第八条から第十条までを削る。</p> <p>第十二条中「工場用地等」を「施設用地」に改め、同条を第九条とする。</p> <p>第十三条を削る。</p> <p>第十四条中「工業等」を「産業」に、「工場用地等、共同流通業務施設」を「施設用地」に改め、同条を第十条とする。</p> <p>第十五条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十一项とし、第十六条を第十二条とする。</p> <p>第十七条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十八条第一項中「及び実施計画」を削り、「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十四条とする。</p> <p>第十九条中「厚生労働大臣及び国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条を第十五条とする。</p> <p>第五条 地域再生法(平成十七年法律第二百二十四号)</p>	<p>同条第四項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項を「同項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」を「読み替えるものとする」に改め、同項を同条第十項とする。</p> <p>第六条中「行なう」を「行う」に改める。</p> <p>第七条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。</p> <p>第八条から第十条までを削る。</p> <p>第十二条中「工場用地等」を「施設用地」に改め、同条を第九条とする。</p> <p>第十三条を削る。</p> <p>第十四条中「工業等」を「産業」に、「工場用地等、共同流通業務施設」を「施設用地」に改め、同条を第十条とする。</p> <p>第十五条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十一项とし、第十六条を第十二条とする。</p> <p>第十七条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十八条第一項中「及び実施計画」を削り、「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十四条とする。</p> <p>第十九条中「厚生労働大臣及び国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条を第十五条とする。</p> <p>第五条 地域再生法(平成十七年法律第二百二十四号)</p>
		<p>第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法(以下この条において「旧法」という)の規定により定められ、又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画(市町村が定め、又は変更したものに限る)については、それぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下この条において「新法」といいう)の規定により定められ、又は変更された新法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の実施計画との基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみなす。</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(農地法及び沖縄振興特別措置法の一部改正) 第四条 次に掲げる法律の規定中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。</p> <p>一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 附則第二項第一号 二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 四号) 第百十五号第一項 三 地域再生法(一部改正) 第五条 地域再生法(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法(以下この条において「旧法」という)の規定により定められ、又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画(市町村が定め、又は変更したものに限る)については、それそれぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下この条において「新法」といいう)の規定により定められ、又は変更された新法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の実施計画との基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみなす。</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(政令への委任) 第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(農地法及び沖縄振興特別措置法の一部改正) 第四条 次に掲げる法律の規定中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。</p> <p>一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 附則第二項第一号 二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 四号) 第百十五号第一項 三 地域再生法(一部改正) 第五条 地域再生法(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。</p>

## 目次中

「第十一節 遊休農場用地等に導入する  
構造改革特別区画計画等に係る  
財産の処分の制限に係る」  
第十三節

整備計画の特例(第十七条の二十六)  
の認定等の手続の特例(第十七条の二十七)  
承認の手続の特例(第十八条)

興設施整備計画の作成等(第十七条の二十六)  
区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の二十七)  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」

興設施整備計画の作成等(第十七条の二十六)  
区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の二十七)  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」

興設施整備計画の作成等(第十七条の二十六)  
区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の二十七)  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」

興設施整備計画の作成等(第十七条の二十六)  
区域計画等の認定等の手續の特例(第十七条の二十七)  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」  
七条の三十九)を「第十一節 構造改革特別区画  
財産の処分の制限に係る」

を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同

条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に改め、

同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第

十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十

八項とする。

第六条第一項中「同条第十六項」を「同条第十

五項」に改め、同条第二項中「前条第十六項」を

「前条第十五項」に、「同条第十八項」を「同条第

十七項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十六項」を「第

五条第十五項」に改める。

項」を「第十七条の二十六第一項」に改め、同条

を第十七条の二十八とする。

第五章第十一節を同章第十節とする。

第十七条の三十中「第五条第四項第十一号」を

「第五条第四項第十号」に、「同条第十六項」を

「同条第十五項」に改め、第五章第十二節中同条

業の場を確保するため、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」とすること。

2 農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大すること。

3 都道府県が策定する基本計画及び市町村が策定する実施計画の記載事項のうち、導入すべき産業の業種、産業の導入の目標、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標等を義務的記載事項として、施設の整備、労働力の需給の調整及び就業の円滑化並びに農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を任意的記載事項とすること。

4 都道府県が策定する実施計画を廃止すること。

5 主務大臣を、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とすること。

6 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 理由

最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域において就

平成二十九年五月十一日 農林水産委員長 北村 茂男

衆議院議長 大島 理森殿

## 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する

## 法律案

右

国会に提出する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正す

る法律

(通訳案内士法の一部改正)

第一条 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 全国通訳案内士

第一節 全国通訳案内士の資格(第三条・

第四条)

第二節 全国通訳案内士試験(第五条・第

十七条)

第三節 全国通訳案内士の登録(第十八

条・第二十八条)

第四節 全国通訳案内士の業務(第二十九

条・第三十四条)

第五節 登録研修機関(第三十五条・第五

条・第五十一条)

第六節 雜則(第五十二条)

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等

(第五十三条・第五十四条)

第二節 地域通訳案内士の資格(第五十五

条・第五十六条)

第三節 地域通訳案内士の登録(第五十七

条)

## 第四節 地域通訳案内士の業務(第五十八

## 条・第五十九条)

## 第五節 雜則(第六十条)

## 第六節 罰則(第六十二条・第六十七条)

## 附則

## 第一章 罰則(第六十二条・第六十七条)

## 第二章 地域通訳案内士

## 第三章 地域通訳案内士

## 第四章 地域通訳案内士

## 第五章 地域通訳案内士

## 第六章 地域通訳案内士

## 第七章 地域通訳案内士

## 第八章 地域通訳案内士

## 第九章 地域通訳案内士

## 第十章 地域通訳案内士

## 第十一章 地域通訳案内士

## 第十二章 地域通訳案内士

## 第十三章 地域通訳案内士

## 第十四章 地域通訳案内士

## 第十五章 地域通訳案内士

## 第十六章 地域通訳案内士

## 第十七章 地域通訳案内士

## 第十八章 地域通訳案内士

## 第十九章 地域通訳案内士

## 第二十章 地域通訳案内士

## 第二十一章 地域通訳案内士

## 第二十二章 地域通訳案内士

## 第二十三章 地域通訳案内士

## 第二十四章 地域通訳案内士

## 第二十五章 地域通訳案内士

## 第二十六章 地域通訳案内士

第六条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

五 通訳案内の実務

第七条中「掲げる試験」を「定める試験」に改め、同条第一号及び第二号中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第八条から第十条までの規定及び第十一条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第十三条第一項中「通訳案内士として」を「全国通訳案内士として」に、「通訳案内士試験委員」を「全国通訳案内士試験委員」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第十七条の次に次の節名を付する。

第三節 全国通訳案内士の登録

第十八条中「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に、「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に、「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第十九条(見出しを含む)中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条第一項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十二条の見出しを「(全国通訳案内士登録簿)」に改め、同条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に、「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十五条の前の見出しを削り、同条に見出

名を付する。

第二節 全国通訳案内士試験

「全国通訳案内士」に改める。

第二十五条の前の中の見出しを削り、同条に見出

名を付する。

第二節 全国通訳案内士の登録

「全国通訳案内士」に改める。

第二節 全国通訳案内士の業務

「(登録の取消し等)」を付し、同条第一

項中「通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は」を「都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「抹消しなければ」を「取り消さなければ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、その登録を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

25条を次の一項を加える。

2 都道府県知事は、全国通訳案内士登録簿を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

26条を次のように改める。

(登録の消除)

26条は、全国通訳案内士登録簿の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

27条(見出しを含む)中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

28条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

29条中「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

30条の章名を削る。

31条の章名を削る。

32条の章名を削る。

33条の章名を削る。

34条の章名を削る。

35条の章名を削る。

36条の章名を削る。

37条の章名を削る。

38条の章名を削る。

39条の章名を削る。

40条の章名を削る。

第三十三条を削る。

第三十二条第一項中「通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士」を「全国通訳案内士は、第三十条第一項に定めるもののほか、外国语に關する講習を受講することその他の全国通訳案内士」に改め、同条第二項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十三条とす。

第三十一条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「(禁止行為)」を付する。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(研修)

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が実施する通訳案内に関する研修(以下「通訳案内研修」という。)を受けるべきは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の登録に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

(第五章の章名を削る。)

第四十三条中「第一項」の下に「(これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第六十七条とする。

第四十二条を削る。

第四十一条第三号中「第三十七条」を「第五十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第三十四条」の下に「(第五十九条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第三十条」を「第三十二条(第五十九条において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者

で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の名称を使用したもの

第四十一条に次の三号を加える。

五 第五十七条において準用する第二十五条の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの

第五五十七条において準用する第二十五条の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの

は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条 第四十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第

二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二

十万円以下の過料に処する。

第四十条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十三条とする。

第五五十七条において準用する第二十五条の規定により地域通訳案内士の登録を受けた者を「偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 地域通訳案内士育成等基本指針において定めるものとす

る。

二 地域通訳案内士育成等基本指針において定めるものとす

る。

三 その他地域通訳案内士の育成等に關する

重要事項

二 次条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

一 第十四条第一項の規定に違反した者

に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十四条第一項の規定に違反した者

の命令に違反した場合には、その違反行為

をした登録研修機関の役員又は職員

第三十九条を第六十二条とする。

第六章を第五章とする。

第三十八条を削る。

第六章を第五章とする。

第三十七条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指

針等

(地域通訳案内士育成等基本指針)

第五十三条 國土交通大臣は、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用

(以下「地域通訳案内士の育成等」という。)を

図ることにより、地域通訳案内士が全国通訳案内士と連携して地域固有の觀光の魅力につ

いての通訳案内に対する外国人觀光旅客の需

要に的確に対応することができるよう、地域

通訳案内士の育成等に關する基本的な指針

(以下「地域通訳案内士育成等基本指針」とい

う。)を定めなければならない。

2 地域通訳案内士育成等基本指針において定めるものとす

る。

3 國土交通大臣は、情勢の推移により必要が

生じたときは、地域通訳案内士育成等基本指

針を変更するものとする。

4 國土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基

本指針を定め、又はこれを変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地域通訳案内士育成等計画)

第五十四条 市町村又は都道府県は、地域通訳

案内士育成等基本指針に基づき、単独で又は

共同して、当該市町村又は都道府県の区域内

について、地域通訳案内士の育成等を図るた

めの計画(以下「地域通訳案内士育成等計画」という。)を定めることができる。

2 地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる

事項について定めるものとする。

一 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域(以下「地域通訳案内士業務区域」という。)

二 地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に關する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項

三 二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

四 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に關し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

五 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

六 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に關し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

五 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

六 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

二 地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に關する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項

三 二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

四 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に關し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

五 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

六 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

二 地域通訳案内士の資格

第五十五条 前条第二項の同意を得た市町村又は都道府県の長と、第二十一条

は都道府県が行う當該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に關する研修を修了した者は、當該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

(欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第二十五条(次条において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三節 地域通訳案内士の登録

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録簿」と、第十九条中「都道府県」とあるのは

「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県(当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあっては、当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、當該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。)」と、第二十条第一項、第二十一

条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第五

条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府

県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十

二条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録証」とあるのは「地域通訳案内士登録証」と、第二十五条第三項中「第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一項又は第三十二条」とあるのは「第五十八条又は第五十九条において準用する第二十九条第一項若しくは第二項、第三十一条若しくは第三十二条」と読み替えるものとする。

第四節 地域通訳案内士の業務

第五十八条 地域通訳案内士は、その業務に関する事項を明示してするものとし、当該地域通訳案内士業務区域以外の区域を表示してはならない。

第五十九条 前章第四節(第三十条を除く。)の規定は、地域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県(当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、當該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。)」と、第二十条第一項、第二十一

条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「第五

条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府

県の長」と読み替えるものとする。

(欠格事由)

第六十条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に關する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第六十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めるこ

とができる。

第六十二条 第三十五条及び第三十六条を削る。

第六十三条 第三十条第一項及び節名を加える。

第六十四条 登録研修機関の登録

第六十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に關する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある

訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第四章 雜則

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めるこ

とができる。

第六十三条 第三十五条及び第三十六条を削る。

第六十四条 登録研修機関の登録

第六十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に關する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある

四 内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

第五節 雜則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違

反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある

四 内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

第五節 雜則

第六十条 地域通訳案内士でない者は、地域通

(登録基準等)
第三十七条　観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、国土交通省令で定める。
2 第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)
第三十八条　第二十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(研修業務の実施に係る義務)
第三十九条　登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。
(登録事項の変更の届出)
第四十条　登録研修機関は、第三十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更し

(業務の休廃止)
第四十二条　登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。
(登録の休廃止)
第四十三条　登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他)の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。
(登録の取消し等)
第四十六条　観光庁長官は、登録研修機関が次

(帳簿の記載)
第四十七条　登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(報告の徴収)
第四十八条　観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
(立入検査)
第四十九条　観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は通訳案内研修の方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ。2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による研修業務の実施)

第五十条 観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

別表(第三十七条関係)

一 この法律その他関係法令に関する科目

科 目	講 師
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授者しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	一 この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これら契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を行う事業をいう。
二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	7 この法律で「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。
二 実務に関する科目	一 全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの
	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

3 第一項の規定により観光庁長官が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

(公示)

第五十一条 観光庁長官は、次に掲げる場合に

一 第三十条第一項の登録をしたとき。  
二 第四十条又は第四十二条の規定による届出があつたとき。

三 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わないととするとき。

五 第六節 雜則  
附則の次に次の別表を加える。

六 この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者(外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む)のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これら契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を行う事業をいう。

七 この法律で「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項第五号中「破産者で復権を得ないものを「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号又は第六号」を「前各号又は第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

九 「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。」

「しくは」を加え、同項第三号を削り、同項中第4号を第二号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

六 第一条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「の登録を取り消され」の下に「、又は登録を取り消され」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同号を同項第八号中「第四号」に改め、「の登録を取り消され」の下に「、又は登録を取り消され」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同号を同項第八号に次に次の一号を加える。

七 第六条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「の登録を取り消され」の下に「、又は登録を取り消され」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同号を同項第八号中「第四号」に改め、「の登録を取り消され」の下に「、又は登録を取り消され」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同号を同項第八号に次に次の一号を加える。

八 第六条第一項第五号中「破産者で復権を得ないものを「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号又は第六号」を「前各号又は第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

九 「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。」

第四号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第十一条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「第五号」を「第六号」に、「関し旅行者と」を「関する」に改め、同条第六項中「第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により」を「三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間」として、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の「よう努めなければ」を「ため、第四十一条第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「營業所」の下に「(前号の營業所を除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一本邦内の旅行のうち營業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う營業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験(当該營業所の所在する地域に係るものに限る。)に合格した者

第十二条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
5 第一項の規定により旅行業務取扱管理者を選任しなければならない營業所が複数ある場合において、当該複数の營業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、

旅行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の營業所を通じて一人で足りる。ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の營業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第十二条の二に次の二項を加える。  
8 觀光庁長官は、旅行業者等が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

9 觀光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを勧告することができる。

10 旅行業者等は、第七項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行業務取扱管理者の職務に關し必要な知識及び能力の向上を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の三第二項中「及び国内旅行業務取扱管理者試験の二種類」を「国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱管理者試験の三種類」に改め、同条第三項中第二十二条の二第二項を「第四十一条第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「氏名」の下に「通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条第一項に規定する全国通訳案内士(以下単に「全国通訳案内士」という。)又は同条第二項に規定する地域通訳案内士(以下単に「地域通訳案内士」という。)の同行の有無」を加える。

第十二条の五第一項中「氏名」の下に「全国

通訳案内士若しくは地域通訳案内士の同行の有無」を加え、同条に次の二項を加える。

3 旅行業者等は、旅行業務に關し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)と旅行業務に關し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の

の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

4 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行業務に關し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十二条の三第四項中「第二十四条」を「第六八第四号及び第五号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の二十二から第十二条の二十五までの規定、第十二条の二十第一項中「第三十四条第一号」を「第八十三条第一号」に改める。

第十二条の二十一から第十二条の二十二までの規定、第十二条の二十六第一項、第十二条の二十七(見出しを含む。)並びに第十二条の二十一八第四号及び第五号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の九第一項中「第十一條の二第五項各号」を「第十一條の二第六項各号」に改める。

第十二条の十一第一項中「第五号」を「第六号」に改め、「者(以下)」の下に「この節において」を加える。

第十二条の十二及び第十二条の十三第三号中の「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十四第一項中「別表」を「別表第二」に改め、同条第二項第三号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十六(見出しを含む。)中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十八の見出しを「旅程管理研修業務規程」に改め、同条第一項中「研修業務」を「研修業務規程」に改め、同条第二項中「研修業務」を「研修業務規程」に改める。

第十二条の十九中「研修業務」を「旅程管理研修業務規程」に改め、同条第二項中「研修業務規程」を「旅程管理研修業務規程」に改める。

第十二条の二十第一項中「第三十四条第一号」の下に「(第二十九条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項各号」を「第十二条の

更新の登録の申請をする者(第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

「旅程管理研修業務」に、「研修業務規程」を「旅程管理研修業務規程」に改め、同条第二項中「研修業務規程」を「旅程管理研修業務規程」に改める。

第十二条の十九中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改め、同条第二項中「研修業務」を「研修業務」に改める。

第十二条の二十第一項中「第三十四条第一号」の下に「(第二十九条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項各号」を「第十二条の



の維持又は旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旅行業務に関する取引の公正の維持又は

旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発

達を図ることを目的として旅行業者等又は

旅行業務に関する契約の実施のための業務

に従事する者が組織する団体

二 旅行サービス手配業務に関する取引の公

正の維持又は旅行サービス手配業の健全な

発達を図ることを目的として旅行サービス

手配業者又は旅行サービス手配業務に関する

契約の実施のための業務に従事する者が

組織する団体

第五条を第六十八条とし、第二十四条を

第六十七条とし、第二十三条の三を第六十六条とする。

第二十五条の二第一項中「除く。」の下に「若

しくは第三十六条(第一号を除く。)」を、「第十

九条第一項」の下に「若しくは第三十七条第一

項」を加え、同条第二項中又は第十九条第一項

若しくは第二項を「、第十九条第一項若しくは

第二項、第三十六条又は第三十七条第一項若し

くは第二項」に改め、同条を第六十五条とす

る。

第二十三条第一項中「同じ。」の下に「又は第

二十六条第一項を、「旅行業者等」の下に「若し

くは第二項」に改め、同条を第六十五条とす

る。

第二十三条第一項中「同じ。」の下に「又は第

二十六条第一項を、「旅行業者等」の下に「若し

くは第二項」に改め、同条第三項中「旅行業者等」

を「旅行業者等若しくは旅行サービス手配業者」に改め、「又は当該旅行業者等」の下に「若し

くは旅行サービス手配業者」を、「第六条第一項」の下に「又は第二十六条第一項」を加え、同条を第六十四条とする。

第二十二条の二十四中「取りもどした」を「取

り戻した」に、「第二十二条の二第一項」を「第四

十一条第一項」に、「第二十二条の十一第二項」

を「第五十条第二項」に、「第二十二条の十三第

四項」を「第五十二条第四項」に改め、第三章中

同条を第六十三条とする。

第二十二条の二十三第一項中「第二十二条の二

第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に、「すみやか

に」を「速やかに」に改め、同条を第五十七条と

する。

第二十二条の十七第一項第四号中「取りもど

し及び取りもどし金」を「取戻し及び取戻金」に

改め、同条を第五十六条とする。

第二十二条の十六を第五十五条とする。

第二十二条の十五第一項中「取りもどす」を

「取り戻す」に改め、同条第四項中「第二十二条

九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条

第二項」を第六十二条とする。

第二十二条の二十一第一項中「第二十二条の二

第一項」に、「第二十二条の二第一項」を

「第四十二条第一項」に改め、同条を第六十二条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条

第二項」を「第五十一条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条

七第一項」を「第五十六条第一項」に、「第二十二条の二第一項第五号」を「第四十二条第一項」に改め、同条第六項中「第二十二条の九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条

第一項」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十二条の十一第一項中「第二十二条の九

第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十九条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第六項中「第二十二条の十四」を「第五十四条第三項」に改め、同条

第一項」を「第五十四条」とする。

第二十二条の十七第一項中「掲げる日」を「定め

る日」に改め、同項第二号中「第二十二条の二第

一項」を「第四十二条第一項」に、「箇月」を「一

月」に改め、同条を第四十九条とする。

第二十二条の九第一項中「第二十二条の十一

第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第五

項中「第二十二条の十四」を「第五十三条」に改

め、同条を第五十四条とする。

第二十二条の十四中「第二十二条の九第一項」

を「第四十八条第一項」に改め、同条を第五十三

条とする。

第二十二条の十三第一項中「第二十二条の九

第三項」を「第四十八条第三項」に改め、同条第

二項中「第二十二条の十一第三項」を「第五十

三条」に改め、同条第六項中「第二十二条の九

第三項」に改め、同条第三項中「第二十二条の九

第三項」を「第四十八条第三項」に、「第二十二

条の十一第二項」を「第五十条第二項」に改め、同

条第七項中「第二十二条の三各号」を「第四十二

条各号」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十二条の二十一第一項中「二に」を「いづれかに」に、「第二十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項第一号中「第二十二条の二第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条

第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条

第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条

第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条

第五項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八

条第一項」に改め、同条第六項中「第二十二条的

九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条

第一項」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十二条の十一第一項中「第二十二条の九

第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条

第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条

ス手配業者の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについての研修

第二十二条の七第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十六条とする。

第二十二条の六第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十五条とする。

第二十二条の六第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条

第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十五条とする。

第二十二条の五を第四十四条とする。

第二十二条の四第一項中「と旅行業者代理業者との」を「旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者との」に改め、同条第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十三条とする。

第二十二条の三第一号中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条

第二号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条第四号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を、「旅行業務」の下に「及び旅行

第二十二条の三第一号中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条

第二号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条第四号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を、「旅行業務」の下に「及び旅行

「第三号まで又は第五号の一」を「第四号まで又は第六号のいずれかに改め、同条第二項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。  
 第二章に次の二節を加える。  
 第二節 旅行サービス手配業  
 (登録)  
 第二十三条 旅行サービス手配業を営むとす  
 行事務取扱管理者を確実に選任する  
 任するとの認められない者  
 観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。  
 (登録の申請)  
 第二十四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。  
 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称  
 及び所在地  
 3 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。  
 (登録の実施)  
 第二十五条 観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を取り出す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。  
 2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第三十七条第一項の規定により登録を取り出す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。  
 (旅行サービス手配業務取扱管理者の選任)  
 第二十六条 観光庁長官は、前項の規定による登録を取り出す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。  
 2 観光庁長官は、前項の規定による登録を取り出す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。  
 3 旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号までのいづれにも該当しない者で、次条において準用する第十一条の十二から第十二条の十四までの規定により登録を受けた者(以下この節において「登録研修機関」という。)が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。  
 一 本邦内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあつては、第十二条の三の規定による総合旅行業務取扱業務に關し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性そ

(登録の拒否)  
 第二十六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。  
 一 第六条第一項第一号から第八号までのいづれかに該当する場合

の他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第六号までのいづれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまで

までのいづれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまで

旅行サービス手配業者として選任し、第十二条の三の規定による総合旅行業務取扱業務に關し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性そ

官報(号外)

二 前号の営業所以外の営業所にあつては、  
第十一条の三の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

6 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。

7 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9 旅行サービス手配業者は、第六項に定めるもののほか、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講されることその他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るために、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、第十二条の十四第一項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第十二条の十八(見出しを含む。)中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務規程」と、同条第一項中「旅程管理研修業務」にとあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、同条第二項及び第十二条の二十九条の十二から第十二条の二十八までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「旅程管理研修」とあるのは「同項に規定する旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第十二条の十九、第十二条の二十二から第十二条の二十九まで、第十二条の二十四第二項第三号、第十二条の二十七(見出しを含む。)並びに第十二条の二十八第四号及び第五号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第十二条の二十九、第十二条の二十七から第十二条の二十九まで、第十二条の二十四第二項及び第十二条の二十八第一号及び第四号中「第十二条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、第十二条の二十九第一項及び第十二条の二十九第一項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第十二条の十四第一項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第十二条の十八(見出しを含む。)中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、同条第一項中「旅程管理研修業務」にとあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、同条第二項及び第十二条の二十九条の十二から第十二条の二十八までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「旅程管理研修」とあるのは「同項に規定する旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 前号の節において「旅行サービス手配業取扱管理者研修」という。)の」と、同条、第十二条の十三第三号、第十二条の十四第二項

第十二条の十九、第十二条の二十二から第十二条の二十九まで、第十二条の二十四第二項第三号、第十二条の二十七(見出しを含む。)並びに第十二条の二十八第四号及び第五号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第十二条の二十九、第十二条の二十七から第十二条の二十九まで、第十二条の二十四第二項及び第十二条の二十八第一号及び第四号中「第十二条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、第十二条の二十九第一項及び第十二条の二十九第一項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第十二条の十四第一項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第十二条の十八(見出しを含む。)中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、同条第一項中「旅程管理研修業務」にとあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、同条第二項及び第十二条の二十九条の十二から第十二条の二十八までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「旅程管理研修」とあるのは「同項に規定する旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(書面の交付)

第三十条 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関する契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 旅行サービス手配業者は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行サービス手配業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(禁止行為)

第三十一条 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

(旅行サービス手配業務等の委託)

第三十三条 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2 次条第一項の規定により第二条第六項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

手配業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為を行つてはならない。

(名義利用等の禁止)

第三十二条 旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業のため利用させてはならない。

2 旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、旅行サービス手配業を他人にその名において経営させてはならない。

3 第二十三条の規定は、第二十二条の二十九第一項及び第二十二条の二十九第一項中「旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等)」に規定する行為を行つてはならない。

2 旅行業者は、第二十三条の規定にかかるわらず、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、第二条第六項に規定する行為を行ふことができる。

3 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不適に遅延する行為をしてはならない。

2 旅行業者代理業者が行う旅行業務については、第二十三条の規定は、適用しない。

3 第二十五条 旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その

日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行サービス手配業者が死亡したときは、被相続人の死亡を知った日から三日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（業務改善命令）  
第三十六条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。  
二 前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

（登録の取消し等）  
第三十七条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。  
二 第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

（手数料）  
第四十条 第二十九条において準用する第十二条の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（旅行サービス手配業者登録簿の閲覧）  
第三十九条 観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（通訳案内士法の一部改正に伴う準備行為）  
第二条 國土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の通訳案内士法（以下「新通訳案内士法」という。）第五十三条第一項及び第二項の規定の例により、地域通訳案内士育成等

別表の二の項中「旅行業務取扱管理者試験」の下に「（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

### 三 不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。

2 観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるとときは、登録を取り消すことができる。

3 第二十六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。

（登録の抹消）  
第三十八条 観光庁長官は、前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第三十五条の規定による届出があつたときは、当該旅行サービス手配業の登録を抹消しなければならない。

2 観光庁長官は、第三十五条第一項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業の登録を抹消することができる。

（附 則）  
第一条 この法律は、施行日において新通訳案内士法第五十三条第一項及び第二項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針とみなす。

3 第一項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針は、施行日において新通訳案内士法第五十三条第一項及び第二項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針とみなす。

（通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 施行日前に第一条の規定による改正前の通訳案内士法（以下「旧通訳案内士法」という。）第四条第二号から第九号までに規定する处分を受けた者については、当該処分を新通訳案内士法第四条第二号に規定する処分とみなす。

2 施行日前に旧通訳案内士法第五条の規定による通訳案内士試験（以下この条において単に「通訳案内士試験」という。）に合格した者は、新通訳案内士法第五条の規定による全国通訳案内士

別表第一(第二十九条関係)

科	目	講師
一 この法律に関する科目	一 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に従事した経験を有する者	二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者
二 旅行サービス手配業務に関する科目	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	一 旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に五年以上従事した経験を有する者	二 旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行业に五年以上従事した経験を有するもの
	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

官報 (号外)

試験（以下この条において単に「全国通訳案内士試験」という。）に合格した者とみなす。	より交付された全国通訳案内士登録証とみなす。
3 次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官が実施する新通訳案内士法第六条第二項第五号に掲げる科目に関する研修を受けなければならない。	（旅行業法の一部改正に伴う経過措置）
一 前項の規定により全国通訳案内士試験に合格したとみなされた者であつて、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けたもの	第五条 新旅行業法第十二条の五第三項及び第四項の規定は、施行日前に締結された旅行業務に関する契約については、適用しない。
二 第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の登録を受けたもの	第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の登録を受けたもの
4 平成二十九年四月一日以後施行日前に行われた通訳案内士試験の一の外国語による筆記試験に合格した者に対する、その申請により、施行日以後最初に行われる全国通訳案内士試験の当該外国语による筆記試験を免除する。	（旅行业法第二十八条第五項の規定は、施行日から六月間は、適用しない。）
5 一の外国语による通訳案内士試験に合格した者に対する、その申請により、他の外国语による全国通訳案内士試験の外国语以外の科目についての筆記試験を免除する。	前項の期間内における新旅行業法第二十六条第一項第二号の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者」とあるのは、「当該事業を遂行するに必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」とする。
6 この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けていた者については、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなす。	（第二十八条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者」とあるのは、「当該事業を遂行するに必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」とする。）
7 旧通訳案内士法第十九条の規定による通訳案内士登録簿は、新通訳案内士法第十九条の規定による全国通訳案内士登録簿とみなす。	（第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。）
8 この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けていた者については、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなす。	（第三項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第八項第四号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。）
9 第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者については、新通訳案内士法第二十五条第一項第二号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があつたときは、新通訳案内士法第二十五条第一項第二号の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があつたものとみなして、同項の規定を適用する。	（第十七条を次のように改める。）
10 旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。	（第十七条を次のように改める。）
11 第一項、第二項及び第六項から前項までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧通訳案内士法の規定によりされた処分その他の行為又はこの法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。	（第三項第一号を「第六十九条を第六十七条规定により新法第四十一条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。」とする。）
12 この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第百四十一の二 全国通訳案内士に係る登録研修機関の登録	（第六十条を削る。）
（登録免許税法の一部改正）	（第六十条を第一号から第三号までを削り、同条を第六十五条とする。）
第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。	（第六十七条中「前条第四号から第六号まで」を「前条第一号から第三号まで」に改め、同条を第六十六条中第一号から第三号までを削り、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
目次中「第七十条」を「第六十七条」に改める。	（第六十七条中「前条第四号から第六号まで」を「前条第一号から第三号まで」に改め、同条を第六十六条とする。）
第十一條第四項第一号を削り、同項第二号を	（第六十八条を削り、第六十九条を第六十七条规定により新法第四十一条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。）
（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）	（第六十九条を第六十七条とし、第六十条を削る。）
第六条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。	（第六十九条を第六十七条とし、第六十条を削る。）
目次中「第七十条」を「第六十七条」に改める。	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
第十一條第四項第一号を削り、同項第二号を	（第六十八条を削り、第六十九条を第六十七条规定により新法第四十一条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。）
（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
別表第一第一百四十一号の次に次のように加える。	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
（旅行業法の一部改正に伴う準備行為）	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
別表第一第一百四十二号中「若しくは旅行業者代理業を」「旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業に、「旅程管理業務」を「旅程管理業務等」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のようないかくする。」	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
（3）旅行業法第二十三条规定による改正後の旅行業法（以下「新旅行業法」という。）第二十三条又は第二十八条第五項の登録を受けようとする者は、	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
施行日前においても、新旅行業法第二十四条又は新旅行業法第二十九条规定により適用する新旅行業法第十二条の十二の規定の例により、その	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）
登録証は、新通訳案内士法第二十二条の規定に登録証は、新通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案及び同報告書	（第六十条を第一号から第三号までを削り、第五号から第六号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。）

(住民基本台帳法の一部改正)

第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百五の項中「第二十二条の二第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第二の七の項を次のように改める。

## 七 市町村長

通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による同法第五

十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五

五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第

十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十

三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の二の項、九の二の項及び九の三の項を削る。

別表第三の二十一の項中「第二十四条」を「第六十七条」に改める。

別表第三の二十一の三の項及び二十六の二の項を次のように改める。

## 二十一の二 都道府県知事

通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第

十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十

三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る。

## 六 市町村長

通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第

十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十

三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項、八の二の項及び八の三の項を削る。

別表第五第二十五号中「第二十四条」を「第六十七条」に改め、同表第二十六号を次のように改める。

二十六 通訳案内士法による同法第十八条(同法第五十七条において準用する場合を含む)の登録、同法第二十三条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む)の届出又は同法第二十四条(同法第五

第十一条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第八項第四号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十八条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

第五十二条を削除。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第五十二条とする。

第五十四条中「前条第三号から第五号まで」を「前条各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条及び第五十六条を削る。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第八十三条」に改める。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八条第二項第七号及び第九条第二項第五号中「市中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第四条第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五章中第二十六条を第十二条とし、第二十

四章第二節を削る。

第四章第三節中第二十五条を第十二条とし、

同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第五号とする。

第五节を同章第二節とする。

第七条を第十三条とする。

第二十八条中「通訳案内その他の」を削り、同条を第十四条とする。

第二十九条を第五十五条とし、第三十条を第十

六条とし、第三十二条を第十七条とする。

第六条とし、第三十三条を第十七条とする。

第六章を削る。

(市中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第十一条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第八十六条」を「第八十三条」に改め

る。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八条第二項第七号及び第九条第二項第五号中「市中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第五十六条中「第七条第十一項第三号」を「第七条第十項第三号」に改める。

第五十七条第五項中「第七条第十一項第四号」を「第七条第十項第四号」に改める。

第八十二条第三号から第五号までを削り、同一条を第八十一条とする。

第八十三条を第八十二条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

第八十四条中「第八十二条第一号」を「第八十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

第八十六条中「第八十二条第一号」を「第八十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

第八十六条中「第八十二条第一号」を「第八十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十六条中「第八十二条第一号」を「第八十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

第十九条の二を削る。

別表第九号の二を削る。

(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号第五号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十二条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

第十六条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。

第十八条 第二項第一号中「第六十三条」を「第六十四条」に改め、同号中イを削り、口をイとし、ハからトまでを口からへまでとし、同項第四号及び同条第三項中「第六十三条」を「第六十四条」に改める。

第十九条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号ハ」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に改める。

第七十二条第一項中「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

第七十三条第一項中「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

第七十四条第一項中「第十三号」を「及び第十三号」に改め、「及び第十九条の二第四項」を削り、同項の表第十九条の二第八項から第十項までの項を削る。

第七十五条 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十三条」を「第六十四条」に改め、同号中イを削り、口をイとし、ハからトまでを口からへまでとし、同項第四号及び同条第三項中「第六十三条」を「第六十四条」に改める。

第七十六条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。

第七十八条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

「第六十一条第二項第三号ハ」を「第六十一条第四項第一号」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に改める。

(旅館業法の一部を改正する法律の一部改正)の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十二条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十三条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十四条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十五条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十六条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十七条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十八条 旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第七十九条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第八十条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第八十一条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第八十二条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第八十三条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

四項第一号」を「第六十一条第四項第一号」に改める。

第五十条第一項中「第六十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に改める。

(旅館業法の一部を改正する法律の一部改正)の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は適用しない。

第五十一条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十二条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十三条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十四条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十五条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十六条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十七条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

第五十八条 旅館業法の一部を改正する法律の一部改正

「第六十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

三 附則第十一条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律(以下この条において「旧中心市街地活性化法」という。)第九条第十項の認定(旧中心市街地活性化法第十一条第一項の変更の認定を含む。)旧中心市街地活性化法第九条第一項に規定する基本計画(旧中心市街地活性化法第七条第十項に規定する中心市街地特例通訳案内土育成等事業を定めたものに限る。)

四 附則第十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下この条において「旧沖縄振興特別措置法」という。)第十二条第二項の認定(旧沖縄振興特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。)旧沖縄振興特別措置法第十二条第一項に規定する沖縄特例通訳案内土育成等事業計画

五 附則第十四条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下この条において「旧構造改革特別区域法」という。)第四条第九項の認定(旧構造改革特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。)旧構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画

六 附則第十六条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法(以下この条において「旧福島復興再生特別措置法」という。)第六十一条第九項の認定(旧福島復興再生特別措置法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百一十二号)第六条第一項の変更の認定を含む。)旧福島復興再生特別措置法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画(同条第一

二 項第三号イに規定する福島特例通訳案内土育成等事業を定めたものに限る。)

2 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内土法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者について、施行日前に、次に掲げる規

定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内土法第五十七条において準用する新通訳案内土法第十八条の規定による地域通訳案内土の登録を受けた者とみなす。

3 一 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項 第八項 奄美群島特例通訳案内土の登録

4 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項 第七項 小笠原諸島特例通訳案内土登録簿

5 三 旧外客旅行容易化法第二十四条第二項 地域限定通訳案内土登録簿

四 四 旧中心市街地活性化法第三十六条第八項 繩特別通訳案内土登録簿

五 五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項 沖縄特別通訳案内土登録簿

六 六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特別通訳案内土登録簿

七 七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項 繩特別通訳案内土登録簿

八 八 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特別通訳案内土登録簿

九 九 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項 繩特別通訳案内土登録簿

一 一 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項 第八項 奄美群島特例通訳案内土の登録

二 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項 第七項 小笠原諸島特例通訳案内土登録簿

三 三 旧外客旅行容易化法第二十四条第三項 地域限定通訳案内土登録簿

四 四 旧中心市街地活性化法第三十六条第九項 繩特別通訳案内土登録簿

五 五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第八項 繩特別通訳案内土登録簿

六 六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第九项 繩特別通訳案内土登録簿

七 七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第八項 繩特別通訳案内土登録簿

八 八 旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項 沖縄特別通訳案内土の登録

九 九 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特別通訳案内土登録簿

一 一 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項 第八項 奄美群島特例通訳案内土の登録

二 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項 第七項 小笠原諸島特例通訳案内土登録簿

三 三 旧外客旅行容易化法第二十四条第二項 地域限定通訳案内土登録簿

四 四 旧中心市街地活性化法第三十六条第八項 繩特別通訳案内土登録簿

五 五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項 沖縄特別通訳案内土登録簿

六 六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特別通訳案内土登録簿

七 七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項 繩特別通訳案内土登録簿

八 八 旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項 沖縄特別通訳案内土の登録

九 九 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特別通訳案内土登録簿

一 一 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項 第八項 奄美群島特例通訳案内土の登録

二 二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項 第七項 小笠原諸島特例通訳案内土登録簿

三 三 旧外客旅行容易化法第二十四条第三項 地域限定通訳案内土登録簿

四 四 旧中心市街地活性化法第三十六条第九项 繩特別通訳案内土登録簿

五 五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第八項 繩特別通訳案内土登録簿

六 六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第九项 繩特別通訳案内土登録簿

七 七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項 繩特別通訳案内土登録簿

八 八 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項 第八項 奄美群島特例通訳案内土の登録

九 九 旧外客旅行容易化法第二十四条第三項

第一項に規定する産業復興再生計画(同条第一

第一項に規定する改正前の福島復興再生特別措置法第一項の変更の認定を含む。)

第一項に規定する改正前の福島復興再生特別措置法第一項の変更の認定を含む。)

第一項に規定する改正前の福島復興再生特別措置法第一項の変更の認定を含む。)

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第九項	五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第八項
六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第九項	七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第八項
前各項に規定するものほか、この法律の施行前にされた次に掲げる处分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。	前各項に規定するものほか、この法律の施行前にされた次に掲げる处分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一 旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けてて旧奄美群島振興開発特別措置法の規定によりされた申請その他の行為	二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けてて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされた申請その他の行為
三 旧外客旅行容易化法第二十四条第二項又は第三項の規定の適用を受けてて旧外客旅行容易化法の規定によりされた処分その他の行為	四 旧中心市街地活性化法第三十六条第一項の規定の適用を受けてて旧中心市街地活性化法の規定によりされた申請その他の行為
五 旧沖縄振興特別措置法第十四条第一項の規定の適用を受けてて旧沖縄振興特別措置法の規定によりされている申請その他の行為	六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項の規定の適用を受けてて旧構造改革特別区域法の規定によりされた申請その他の行為
七 旧福島復興再生特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けてて旧福島復興再生特別措置法の規定によりされた申請その他の行為	（国土交通省設置法の一部改正）

第一項の規定の適用を受けてて旧福島復興再生特別措置法の規定によりされた申請その他の行為	第二十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改定する。
（政令への委任）	第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（検討）	第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
理由	第二十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新通訳案内士法及び旅行業法の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 通訳案内士法の一部改正	一 議案の目的及び要旨
（一）通訳案内士の資格について、業務独占から名称独占へと規制を見直し、その名称を全国通訳案内士に変更するとともに、特定の地域に特化したガイドとしての地域通訳案内士の資格制度を創設すること。	本案は、外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
（二）全国通訳案内士について、筆記試験の科	（二）全国通訳案内士について、筆記試験の科

## 官報(号外)

目に通訳案内の実務を追加するとともに、定期的な研修受講を義務付けること。

(三) 国土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基本指針を定めなければならず、市町村又は都道府県は、同指針に基づき、地域通訳案内士育成等計画を定めることができるること。

(四) 市町村又は都道府県が行う地域通訳案内士業務区域の特性に応じた研修を修了した者は、当該区域において、地域通訳案内士となる資格を有すること。

## 2 旅行業法の一部改正

(一) 地域に限定した知識のみで取得可能とする地域限定旅行業者取扱管理者の資格制度

(二) 旅行業者取扱管理者について、近接する複数営業所の兼務を認めるとともに、定期的に創設すること。

(三) 旅行業者から委託を受け、運送手配や宿泊施設等の手配を行う者を旅行サービス手配業者と位置付け、その登録制度を創設すること。

(四) 旅行サービス手配業者に対する、契約時の書面交付等を義務付けるとともに、禁止行為、業務改善命令、登録の取消し等について定めること。

## 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

外国人観光旅客の急増等に対応した受け入れ環境の整備を図るために、通訳案内士でない者に対する

る業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に関する規制の見直し等を行うとともに、旅行業務保を図るために、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認めるが、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限が延長されたことに伴い必要となる技術的な修正を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年五月十二日

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

(小字は修正)

## 附 則

(国土交通省設置法の一部改正)

第221条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十四年三月三十日

一日の項〇を削る。

[別紙]

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遗漏なきを期すべきである。

一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士への信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。

二 議案の修正議決理由

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遗漏なきを期すべきである。

政府は、日本国とインド共和国との間の原子力の平和的利用における協力のための日本国とインド共和国政府との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府は、日本国とインド共和国との間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、平成二十八年十一月十一日に東京で、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定に署名した。よって、この

二 全国通訳案内士等の有資格者の就業機会を確保する環境を整備すること。

三 無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼びかけ、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。

四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携してそれの国内法に基づく取締りを要請すること。

協定を締結することとしたいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の平和的利用における協力のための日本国とインド共和国との間の協定について承認を求める協力のための日本国とインド共和国との間の協定

政府とインド共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、日本国とインド共和国との間に存在する特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化することを希望し、

日本国及びインド共和国が両国の国民の福祉に貢献することに留意し、日本国及びインド共和国が両国の原子力科学技術の平和的利用における高度な能力を有することを認識し、また、両国がイーター国際核融合エネルギー機構を含む多数国間の場を通じてこの分野において協力してきたことを認識し、日本国が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であること

を考慮し、日本国及びインド共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の原加盟国であることを認識し、

機関の目的並びに日本国及びインド共和国のそれぞれに適用される機関の保障措置制度に対する両国の支持並びに平和的目的のための原子力の開発及び利用についての国際的な協力における機関の重要性を再確認し、

科学的な取組、運転経験及び原子力産業が従う最も慣行に基づく放射線及び原子力の安全の最

高水準を達成し、並びに放射線及び原子力の全ての応用における利用が放射線作業員の健康、公衆及び環境にとって安全であることを確保するためのそれぞれの誓約を再確認し、原子力の平和的利用における核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティについての両国の誓約（効果的な国内の輸出管理及び核物質の適切な防護を含む。）に留意し、

また、主権の尊重、平等、互恵及び相互主義の基礎の上に両国間の協力を発展させることを希望し、

安定性、信頼性及び予見可能性を基礎として平和的目的のための原子力の開発及び利用における両国間の十分な協力を促進することを希望して、次とのおり協定した。

## 第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の國の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、核物質ではない資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。）を提供し、又は受領すること（並びに規定する(i)原料物質又は(ii)特殊核分裂性物質をいう。）。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

トリウム

金属、化合物又は高含有物の形狀において前記のいずれかの物質を含有

する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の二又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質とは、次の物質をいふ。

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいふ。

ウラン-233

同位元素ウラン-233又は-235の濃縮ウラン

プルトニウム

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他

の核分裂性物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「核物質ではない資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要な特定の情報をいう。ただし、公に利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されないものを除く。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模式

型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読み取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形態をとることができ、そのような形態には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮詢サービスを含む。この特定の情報は、形態のいかんを問わずこの協定に基づいて移転され、並びに両締約国政府の合意により、印刷物又は電子的な形態のいずれかによつてこの協定の適用を受けるように指定され、及び文書化される。

(f) 「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいふ。

(g) 「生産」とは、建設、生産工程、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは核物質ではない資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいふ。

(h) 「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された核物質でない資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

## 第二条

1 平和的非爆発目的のための原子力の利用における両締約国政府の間の協力は、この協定の規定に従うものとする。各締約国政府は、適用のある条約及びそれぞれの国において效力を有する国内法令（平和的目的のための原子力の利用に関する許可要件を含む。）に従つてこの協定を実施する。この協定は、誠実に、かつ、国際法の原則に従つて実施される。

2 両国におけるこの協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。

(a) 科学、技術その他の分野の専門家を交換すること（これら者の者のこの条に規定する活動への参加を含む。）。

(b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、いずれか一方の締約国政府が国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件であつてこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、第三国における使用が予定されるものを含む。）を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件であつてこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

3 2に規定する協力は、次の分野及び両締約国政府により合意されるその他の分野において行うことことができる。  
 (a) 適当な規制に従つて行われる原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置  
 (b) 核燃料サイクルの全ての側面であつて、(a)に規定する活動に関連するもの（核燃料加工並びに放射性廃棄物の処理及び管理を含む。）  
 (c) 相互に関心を有する原子力の安全に係る事項（放射線防護及び環境保護、原子力事故及び放射線に係る緊急事態の防止並びに当該緊急事態への対応を含む。）  
 (d) 両締約国政府により合意される分野における共同研究開発を含む原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力  
 (e) 農業、医学、工業及び環境の分野における放射性同位元素及び放射線の研究及び応用  
 (f) 相互に関心を有する核セキュリティに関する事項における経験の共有

4 2及び3の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定がこれららの移転を可能にするよう改正された場合に限り、この協定の下で移転することができること。

5 この協定に基づく協力に伴い2(a)に規定する

力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に従つて適用される機関の保障措置の適用を常に受けける。

2 各締約国政府は、自国の管轄内において防護に従い、これらの専門家の自國の領域への入国及び自國の領域における滞在を容易にすることができる。

### 第三条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行つ。

2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも使用してはならない。

### 第四条

1 この協定の下での協力は、日本国と機関との間及びインド共和国と機関との間の関係する協定に従つて両国に適用される機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、

1 この協定の下での協力は、日本国と機関との間及びインド共和国と機関との間の関係する協定に従つて両国に適用される機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。

### 第五条

1 各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質についての計量管理制度を維持する。

2 両締約国政府は、この協定の規定を実施し、及び運用するため、相互の合意により、適当な当局を通じ、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であつて機関の保障措置の下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他他の関連する情報を交換する。

### 第六条

両締約国政府は、日本国及びインド共和国の双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する。

### 第八条

1 両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、この協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する。

2 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び当該協力に基づいて得られた技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びインド共和国の双方が当事国である知的財産に関連する適用のある国際協定並びにその他の国において効力を有する関係法令に従つて確保する。

### 第九条

1 両締約国政府は、一方の締約国政府又は当該

質の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。

2 各締約国政府は、自国の管轄内において防護の措置を実施する責任を負う。防護の措置の実施に当たり、各締約国政府は、機関の文書INFCIRC-225-Rev.四中の勧告を指針とする。これらの勧告のいかなる改正も、一方の締約国政府が当該改正を指針とする旨の決定を他方の締約国政府に対して書面により通告した後にのみ、当該一方の締約国政府について協議し、及び合意する。

3 機関が2の規定の下で必要とされる機関の保障措置の適用が可能でないと決定した場合は、両締約国政府は、適当な検証のための措置について協議し、及び合意する。

### 第十条

1 この協定の下での協力は、F C I R C - 2 2 5 - R e v . 四中の中の勧告を指針とする。これらの勧告のいかなる改正も、一方の締約国政府が当該改正を指針とする旨の決定を他方の締約国政府に対して書面により通告した後にのみ、当該一方の締約国政府について協議し、及び合意する。

2 各締約国政府は、自国の管轄内において防護の措置を実施する責任を負う。防護の措置の実施に当たり、各締約国政府は、機関の文書IN

一方の締約国政府の認められた者が最終使用者として予定されるこの協定の適用を受ける品目に関する原子力分野における取引であつて、両締約国政府の間又はそれぞれの認められた者の間で行われるもの及び適当な場合には他方の締約国政府又は当該他方の締約国政府の認められた者と第三者との間で行われるもの不容易にするような態様で、この協定を実施する。

2 締約国政府は、商業上の利益を確保するため又は他方の締約国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。

## 第十一条

この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物と並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国管轄の外(供給締約国政府の国管轄内を除く)に移転され、又は再移転されない。

## 第十二条

1 この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランは、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント未満である範囲で濃縮することができる。この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランの同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。

2 この協定に基づいて移転された核物質及び回

收され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附屬書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。

3 2の規定は、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として適用する。

(a) 二千九十九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定がインド共和国について効力を有していること。

(b) 分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国の平和的目的のための予定された原子力計画を実施するための施設であつて、機関の保障措置の下にある同国に所存するもののための核燃料を生産する目的のためにのみ貯蔵され、又は使用されること。

(c) この協定の附屬書Bに定める条件が引き続き適用されていること。

## 第十三条

1 第二条に規定する両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間における核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、この協定の規定に従つて実施するものとし、両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間の特定の書面による取決め(形式のいかんを問わない)によって実施することができる。当該書面による取決めは、科学及び技術に係る交流に関するもの又は各締約国政府の認められた者により署名された覚書若しくは契約の形態をとることができる。

2 この協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両締約国政

府を通じて行うことができる。直接であると第三国を経由してあると問わず、そのように移転される核物質、核物質ではない資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

3 この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次の一いずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) 核物質について、第四条1に規定する関係する協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際に回収不可能となつたことが機関によつて決定された場合

(b) この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が第十条の規定に従つて受領締約国政府の国管轄の外に移転された場合

(c) この協定の規定に基づいて移転された核物

質、核物質ではない資材、設備及び技術、技

術に基づく設備並びに回収され又は副産物と

して生産された核物質がこの協定の適用を受けることとなることについて、両締約国政

府が外交上の経路を通じて書面により相互に別段の決定をする場合

4 この協定に基づいて移転された核物質及び核物質ではない資材並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、各締約国政府の機関との保障措置協定に適合するものの特定に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。

1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の下での協力を促進するため、この協定の実施(技術的な問題を含む)並びに原子力の平和的利用の分野における安定性、信頼性及び予見可能性を基礎とする協力の発展等の事項について、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。

2 両締約国政府の代表者は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の適用から生ずる事項について協議するために会合する。このため、両締約国政府は、そのような協議のための適当な場としての役割を果たす合同委員会を設置する。合同委員会は、両締約国政府によって指定された代表者により構成され、双方にとつて適当な日に会合することができる。1に規定する技術的な問題を協議するため、合同委員会の下に合同技術作業部会を設置することができる。

3 各締約国政府は、第二条の規定に基づく協力に影響を及ぼす行動を避けるよう努める。

4 この協定の解釈又は適用に關して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、両締約国政府は、交渉又は両締約国政府によつて合意されるその他の方法により当該紛争を解決するよう努める。

5 今後の商業上の契約の解釈、実施又は履行に關する紛争については、当該商業上の契約に定める規定に従つて取り扱う。

#### 第十四条

1 各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対し一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。終了の通告を行つた締約国政府は、終了を求める理由を示す。この協定は、当該書面による通告の日から一年で終了する。ただし、当該通告を行つた締約国政府がこの協定の終了の日に先立ち書面により当該通告を撤回した場合は又は両締約国政府が別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 両締約国政府は、この協定が1の規定に基づいて終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取り扱つたために速やかに協議する。この協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れることができる解決が得られなかつた旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。両締約国政府は、この協定の終了又はこの協定の下での協力の停止をもたらし得る状況が、安全保障上の環境の変化について

の一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことを合意する。

3 終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由としてこの協定の違反を示す場合には、両締約国政府は、行動が意図せずに生じたものであるか否か及び当該違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。

4 かかる違反も、条約法に関するウイーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でない限り、重大なものであるとみなすことはできない。終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由として機関との保障措置協定の違反を示す場合には、機関の理事会が違反の認定を行つたか否かが重要な要素の一つである。

4 この協定の下での協力の停止の後に、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の他方の締約国政府による返還を要求する権利を有する。返還を要求する権利を主張する締約国政府の書面による通告については、この協定が終了する日以前に他方の締約国政府に送付する。当該通告には、締約国政府が返還を要求する品目の記載を含む。第十七条3に規定する場合を除くほか、この協定に定めるその他の全ての法的義務は、この協定の終了の時に、各締約国政府の領域内にあるこの協定の適用を受けている核物質、核物質ではない資材、設備及び技術について適用されなくなる。

5 両締約国政府は、4の規定に基づいて返還を要求する権利行使することが両締約国政府間の関係に重大な影響を及ぼすことを認識する。いずれか一方の締約国政府が当該権利行使することを求める場合には、当該一方の締約国政府は、4に規定するこの協定に基づいて移転された核分裂性物質の他方の締約国政府の領域又は管理からの移動に先立ち、当該他方の締約国政府と協議を行う。その協議においては、エネルギー安全保険を達成する方法としての平和的目的のための原子力の利用可能性に関し、関係締約国政府の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払う。両締約国政府は、この協定の終了が、この協定の下で開始された実施中の契約及び事業であつて各締約国政府の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払う。

6 いづれか一方の締約国政府が4の規定に基づいて返還を要求する権利行使する場合には、当該一方の締約国政府は、返還されることとなる品目を他方の締約国政府の領域又は管理から移動させるに先立ち、当該他方の締約国政府に対し、それらの公正な市場価額及び当該移動のために生じた費用について速やかに補償する。両締約国政府は、当該返還のための方法及び手続、返還されることとなる品目の数量並びに返還を要求する権利行使する締約国政府が支払うべき補償の額について合意する。

7 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の返還に先立ち、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従つて十分な安全、放射線防護及び核物質防護のための措置が確保され

ていること並びに当該返還に係る移転がいづれ

の締約国政府、返還されることとなる品目が通過する国及び地球環境へ不当な危険を与えず、かつ、現行の国際的な規則に従つていることを確認する。

8 4の規定に基づいて返還を要求する権利行使する締約国政府は、当該返還のための時期、方法及び手続が5から7までの規定に従うこと

を確保する。この点に関して、両締約国政府間の協議は、インド共和国が同国への燃料の信頼性のある供給に関する民生用の原子力協力を行う他の主体との間で有する約束及び了解に考慮を払う。

9 第十一条の規定に基づく再処理は、この協定の附屬書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある又は当該施設の防護に対する重大な脅威が存在するといづれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いづれか一方の締約国政府により停止されるとする(ただし、当該例外的な状況が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある又は当該施設の防護に対する重大な脅威が存在するといづれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いづれか一方の締約国政府により停止されるとする)。両締約国政府の間で行われる未解決の問題についての相互に受け入れ可能な解決を得ることを目的とする協議の後に行う停止のための決定は、当該例外的な状況に関する再処理施設に適用され、かつ、当該例外的な状況に対処するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限られるものとし、三箇月を超えない期間とする(ただし、当該停止を行う締約国政府が他方の締約国政府に対して書面によって提出する特定の理由のために延長される場合を除く)。そのような決定については、平和的そのための原子力を提供する原子炉の継続的な運転への当該停止による影響、当該停止によるイ

官報 (号外)

この協定のないかなる規定も、両締約国政府が生産し、取得し、又は開発した核物質、核物質ではない資材、設備及び技術であつてこの協定の下での協力の適用範囲外であるものについて適用される両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

**第十六条**

1 この協定は、両締約国政府の書面による合意によつていつでも改正することができる。この協定の改正は、それぞれの国内手続に従い、各締約国政府によつて承認されるものとする。各締約国政府は、これらの手続の完了を他方の締約国政府に通告する。改正は、その通告のいずれか遅い方が受領された日に効力を生ずる。

2 この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附屬書は、外交上の公文の交換による両締約国政府の書面による合意によつて修正することができる。

**第十七条**

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことと相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、四十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の

ンドの経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響に考慮を払う。

当該停止が六箇月の期間を超える場合には、両締約国政府は、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する。

**第十五条**

この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後ににおいて、第一条、第三条、第十条、第十四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六六年十一月十一日に東京で、本書二通を作成した。

日本国政府のために  
平松賢司

インド共和国政府のために  
スプラマニヤム・ジャイシャンカル

附屬書A

B部の1に規定する原子炉において使用するもの(一キログラムを超える量の供給を行う場合に限る)。	(a) 1に規定する原子炉の一次冷却材回路又は中間冷却材回路のために特に設計し、又は製作した蒸気発生器
1 原子炉 容器	1に規定する原子炉の炉心及び芯を維持する運転能力を有する原子炉
2 原子炉 容器	1に規定する原子炉内装物を収納するため特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
3 原子炉 燃料交換機	1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
4 原子炉 制御棒 及び原子炉制御設備	1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
5 原子炉 圧力管	1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を収容するために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
6 核燃料被覆管	ジルコニアウム金属管又はジルコニアウム合金の管(又はこれらの管の集合体)であつて、1に規定する原子炉の内部において燃料被覆管として使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、十キログラムを超える量のも
7 一次冷却材ポンプ 及び循環装置	1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ又は循環装置
8 原子炉内装物	原子炉内装物、炉心支持柱、燃料チャネル、カランドリア管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原
9 子炉内装物	子炉内装物
10 中性子検出機器	1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器
11 外部熱遮蔽体	熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した外部熱遮蔽体
12 原子炉燃料要素の加工	ウランの転換プラント及び原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備
13 燃料要素の加工	ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備
14 原子炉内装物	原子炉内装物
15 施設の所有者	施設の所有者
16 施設の名称	施設の名称
17 施設の種類	施設の種類
18 施設の所在地	施設の所在地
19 施設の計画	施設の計画
20 施設の能力	施設の能力
21 施設の関係する核物質の種類	施設の関係する核物質の種類
22 施設の施設	施設の施設

への当該核物質搬入の見込期日並びに活動の種類

(c) インド共和国政府が二千九二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のための印度共和国政府と国際原子力機関との間の協定14(a)の規定に従い、機関の保障措置の適用のため機関に対して施設について通告したこと及び関係する保障措置取極との確認

(d) (c)に規定する保障措置取極が6の規定に適合する旨の確認及び印度共和国政府が入手可能な機関の保障措置手法に関する情報であつて「保障措置に係る秘密」に指定されていないもの

2 日本国政府は、印度共和国政府に対し、1に規定する通告の受領の後三十日以内に文書による受領通知を提供する。この受領通知は、当該通告が受領された旨の表明に限定される。

3 この附屬書の規定の適用上、「施設」とは、二の新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設であつて、印度共和国政府がこの協定の適用を受ける核物質その他保障措置の下にある核物質の再処理を行ふために設置し、かつ、機関の保障措置の下にある核物質の再処理及び必要に応じて他の形状又は内容の変更のために充てるものをいう。

4 両締約国政府は、印度共和国政府の要請により、3に規定する新規の再処理施設の追加に関して相互の満足を確保するために協議する。両締約国政府は、その協議の後、印度共和国政府の追加の要請を認めるためにそれぞれの国において効力を有する法令に即した必要な措置

をとる。

5 この協定の規定に従い、印度共和国政府は、二千九二月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された

民生用の原子力施設への保障措置の適用のための印度共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の保障措置の適用のために施設を提供する。保障措置の手段には、保

障措置の対象となる核物質の民生用の使用からの取出しを適時に探知するため、同年五月十五日に作成された追加議定書により補足され

ば、計量槽の校正システムの設置、溶液の混合及び採取に係る効果的な方法並びに認証上必要となる独立した機器の設置が含まれるが、これらに限られない。

6 インド共和国政府は、施設における機関の保障措置の実施のため、次に掲げる最低限の要件が満たされることを確保する。

(a) 施設の設計  
(i) 設計情報の早期の提供  
印度共和国政府は、二千九二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のための印度共和国政府と国際原子力機関との間の協定40の規定の定めによつて、施設の設計情報をできる限り早期に提供することにより機関に協力する。

(ii) 設計に係る効果的な審査及び検認  
印度共和国政府及び施設の操業者は、適當な場合には、施設の設計に係る審査及び検認のための活動を認めるに当たり、機

関に協力する。

(iii) 保障措置の適用を円滑にする設計上の特徴の組入れ

施設の設計上及び運用上の特徴については、機関が要請する場合には、保障措置の効果的な適用を妨げる設計上の特徴を排除しつつ、保障措置が効果的かつ効率的に実施されることができるようにする。例え

ば、計量槽の校正システムの設置、溶液の混合及び採取に係る効果的な方法並びに認

証上必要となる独立した機器の設置が含まれるが、これらに限られない。

(iv) 保障措置のシステムの設計及び設備の設置  
(i) 機関との協力  
印度共和国政府及び施設の操業者は、施設における機器(データ収集装置、認証装置及び開封表示装置を含む)の設置、認証装置及び開封表示装置を含む)の設置及び運転を受け入れる。

(ii) 正確なかつ適時の情報提供が可能な計量管理制度  
印度共和国政府及び施設の操業者は、機関に対して正確なかつ適時の申告を行うことができるようにするため、二千九二月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のための印度共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の基準に適合する包括的かつ正確な核物質の計量管理制度

(v) 施設の設計には、機関が要請する場合は、工程における試料の分析(施設における機関の保障措置手法によって要求される破壊分析を含む)を行うための現地における分析所を設む。機関は、該分析所を設置し、運営することを許される。

(vi) 封じ込め及び監視に係るシステム  
施設の設計については、機関の慣行及び手続に従い、保障措置の効果的な実施のために要求される封じ込め及び監視に係るシステムの利用について考慮するものとし、機関は、施設において当該システムを維持することを許される。

(iii) 工程内物質の測定

印度共和国政府及び施設の操業者は、施設の運転中の工程内核物質の在庫の主要なもの全てを対象とするために機関が必要と認める測定能力を施設において備えることができるよう機関に協力する。

(iv) 工程の監視データ  
印度共和国政府及び施設の操業者は、機関が求める場合には、二千九二月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子

力施設への保障措置の適用のための印度共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関に対する操作者のデータへのアクセスを認めることを許す。  
(v) 現地における分析所  
施設の設計には、機関が要請する場合は、工程における試料の分析(施設における機関の保障措置手法によって要求される破壊分析を含む)を行うための現地における分析所を設む。機関は、該分析所を設置し、運営することを許される。

(vi) 封じ込め及び監視に係るシステム  
施設の設計については、機関の慣行及び手続に従い、保障措置の効果的な実施のために要求される封じ込め及び監視に係るシステムの利用について考慮するものとし、機関は、施設において当該システムを維持することを許される。

(vii) 保障措置の実施  
(i) 計量記録の検認  
機関は、核物質の計量に関する記録及び報告の定期的な検認を行うことを許され

(ii)

## 遠隔データの伝送

機関は、保障措置の実施のために効果的であると認める場合には、二千九九年五月十五日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の規定に従い、より頻繁なデータ分析が可能となるように認証されたデータの遠隔伝送を行うことができる。

(iii) データ認証

両締約国政府は、保障措置に関する適時のかつ正確なデータのための信頼することができる機器及び保障措置の実施のためのデータ認証の重要性を認識する。インド共和国政府及び施設の操業者は、保障措置のために収集されたデータ及び試料について適切な認証の方法を適用するため機関に協力する。

(iv) アクセス及び透明性

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が、保障措置の実施のために必要とする範囲で、かつ、施設についての完全な理解の維持のため、保障措置設備の設置及び保守を行い、並びに操業者の全ての工程における活動(試料の採取を含む)の査察を行うよう、機関に対して十分なアクセスを認める。

(v) 毎年の洗浄後の在庫

機関による正確な実在庫の検認のために核物質を実行可能な限度において用いることができるよう毎年工程から取り除く。

(vi) 異常な状況の解決

インド共和国政府及び施設の操業者は、異常な状況(物質の計量に係る異常な状況を含む)の場合には、これを適時に解決するため機関と協力する。

7

この附属書に定める条件に従つて行われる再処理によって分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国に所在する機関の保障措置の下にある国内施設において貯蔵され、及び使用される。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

## 一 本件の目的及び要旨

インド共和国では二千二十二年には世界一となる人口増加と経済成長が当面は見込まれており、これらを支えるための高い電力需要が存在する。インド共和国は、この高い電力需要を満たすべく、二千五十年までに総電力供給の五パーセントを原子力発電とすることを目指しており、高い原子力技術を有する我が国との民

生用原子力分野での協力を強く希望している。

このように、今後、インド共和国と我が国との間で原子力開発機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、平成二十二年六月、両政府間で原子力協定締結に向けた交渉を開始し、平成二十七年十二月の首脳会談において、両国の首脳はこの協定の重要な要素について政治的に合意に達した。その後、この協定の案文につき最終的な合意を見るに至ったので、平成二十八年十一月十一日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とインド共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つてを行い、また、本協定に基づいて移転

された核物質等(以下「移転核物質等」といいう。)は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

2 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の関係する協定に従つて両国について適用される同機関の保障措置が適用されていることを要件として行うこととし、移転核物質等は、当該保障措置の適用を常に受けること。

3 各締約国政府は、本協定に基づいて移転された全ての核物質等についての計量管理制度を維持することとし、両締約国政府は、本協定の規定を実施し、及び運用するため、適当な当局を通じ、本協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であつて国際原子力機関の保障措置下にあるものに関する情報、本協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換すること。

4 各締約国政府は、自国の管轄内において使用中、貯蔵中若しくは輸送中であるか又は国際輸送中であるかを問わず、自國において効力を有する法令及び関係する国際条約、特に核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、移転核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保すること。

5 移転核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国管轄の外(供給締約国政府の国管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されないこと。

6 本協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント未満である範囲で濃縮することができ、同位元素ウランの濃縮度が二〇パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。

7 各締約国政府は、本協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して、一年前に書面による通告を行うことにより本協定を終了させることとし、その権利を有し、終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示すこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは核物質ではない資材及び設備とされるものを、附属書Bはインド共和国の管轄内にある本協定に基づいて移転された核物質等の再処理の条件をそれぞれ定めている。

本協定は、両締約国政府が本協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことと相互に通告する外交上の公文を交換したことにより効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるところである。

## 二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とインドとの間で長期間にわたつて安定的に核物質、原子力開発機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十九年五月十二日

衆議院議長 大島 理森殿  
外務委員長 三ツ矢憲生

官 報 (号 外)

平成二十九年五月十六日 衆議院会議録第二十五号

第明治  
三十五年三月三十  
種郵便物認可日

発行所	二東京一〇五番五号虎ノ門二四五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体) 二二二六円 (印) 二二〇円